

**吹田市都市計画マスタープラン
見直し素案**

平成26年12月

吹 田 市

目 次

序章 都市計画マスタープランについて	1
1 改定にあたって	1
2 都市計画マスタープランの概要	1
第1章 吹田市の現況	4
1 本市の特徴	4
2 本市を取り巻く主な動向	8
3 市民の意識	10
4 まちづくりの課題	14
第2章 基本理念と将来像	17
1 まちづくりの基本理念	17
2 都市空間の将来像	18
第3章 まちづくりの方針	22
1 土地利用誘導の方針	22
2 都市施設整備の方針	25
3 市街地整備の方針	34
4 災害に強いまちづくり方針	36
5 環境まちづくり方針	38
6 景観まちづくり方針	40
7 安心のまちづくり方針	42
8 拠点市街地のまちづくり方針	45
9 地域特性を生かしたまちづくり方針	48
10 地域別索引図	51
終章 都市計画マスタープランの推進	61
1 協働によるまちづくり	61
2 「地区まちづくり構想」の策定	61
3 まちづくりの評価と見直し	63

序章 都市計画マスタープランについて

1 改定にあたって

- ・ 「都市計画マスタープラン」は、都市計画に関する基本的な方針のことをいい、長期的な見通しを持った上で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を示すものです。
- ・ 本市では、平成 16 年に都市計画マスタープランを策定し、概ね 20 年先の目標年次に向け、都市計画に関する施策を推進してきました。
- ・ 策定から 10 年が経過する中、社会経済情勢や上位・関連計画、関連する施策の進捗、市民の意識といった本市を取り巻く様々な動向が変化していることから、策定以降生じた新たな課題に対応するため、都市計画マスタープランの中間見直しを行いました。
- ・ 見直しにあたっては、見やすくわかりやすい計画とするため、施策ごとの圏域や地域特性を踏まえて、施策テーマごとに再構成しました。その際、地域別構想について、7 つのブロック区分が、地域の成り立ちや実際の生活圏域と必ずしも一致しておらず、また、駅周辺や道路・鉄道ネットワークを分断していることなどから、ブロックによる明確な区分に捉われずに表現するため、新たに地域別索引図を作成しました。
- ・ あわせて、策定段階では想定が困難な社会経済情勢の変化等への迅速かつ柔軟な対応や、身近な範囲で行われている住民主体のまちづくり活動への支援がこれまで以上に必要となっていることなどから、地区ごとの実情に応じた住民等の発意による構想などを適宜位置付ける新たな仕組みとして、「地区まちづくり構想制度」を創設しました。
- ・ 平成 23 年度から見直し検討を始め、これまでの進捗状況を検証し、市民アンケートやまちづくりワークショップなどを実施するとともに、都市計画審議会の意見を踏まえ、「見直し方針」（平成 26 年 2 月策定）に沿って改定を行いました。

2 都市計画マスタープランの概要

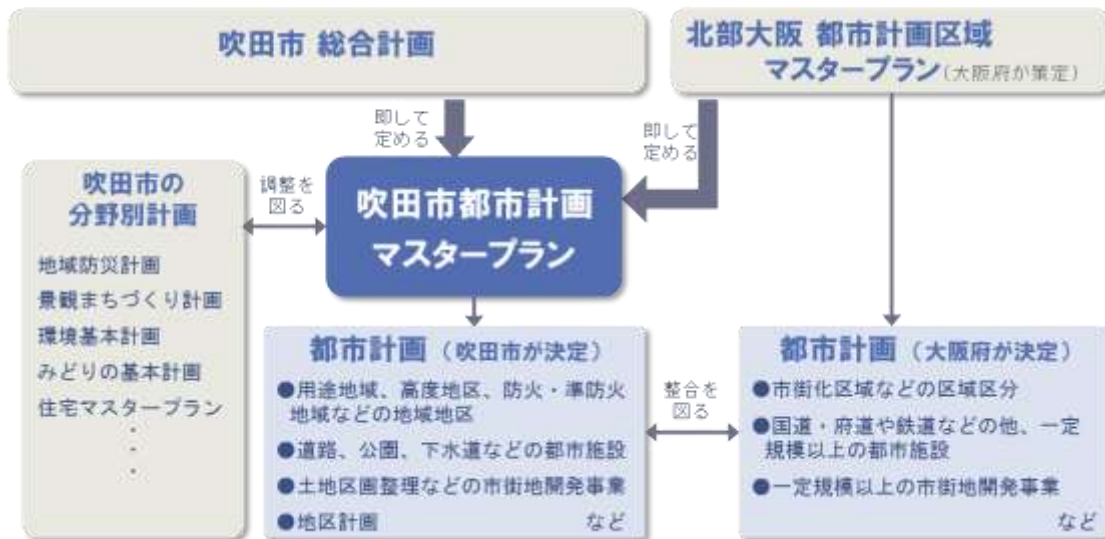
(1) 役割

- ・ 都市計画マスタープランは、「総合計画」によるまちづくりを都市計画の面から進めていく上での基本方針であり、以下のような役割があります。
- 市民や事業者、専門家等及び行政など、まちづくりに関わる多様な主体が共有すべき、本市全体の都市空間の長期的な目標を示すとともに、まちづくりへの理解と参加を促し、協働によるまちづくりを推進するための指針。
- 都市計画を定める、または変更する際の指針であり、都市計画に関わる様々な施策を横断的一体的に進めるための基本方針。

(2) 位置づけ

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく都市計画に関する基本的な方針であり、本市が定める「吹田市第 3 次総合計画」と大阪府が定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即するとともに、本市の他の分野別計画との調整を図り定めています。

■都市計画マスタープランの位置づけ



(3) 目標年次

- 目標年次は、概ね平成 36 年（2024 年）とします。

(4) 構成

序章 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランの概要や改定の趣旨などについて示しています。

第1章 吹田市の現況

本市の特徴や社会経済情勢等の動向、まちづくりに係る施策の進捗状況、市民の意識などを踏まえ、「まちづくりの課題」について整理しています。

第2章 基本理念と将来像

「暮らし」「活力」の2つの観点から、「まちづくりの基本理念」を示すとともに、長期的な目標として本市のめざすべき「都市空間の将来像」を示しています。

第3章 まちづくりの方針

「都市空間の将来像」の実現に向けた、都市計画及び関連施策について、施策テーマ別に「まちづくりの方針」を示しています。

【地域別索引図】

施策テーマ別の方針を一覧できる地域別索引図を示しています。

終章 都市計画マスタープランの推進

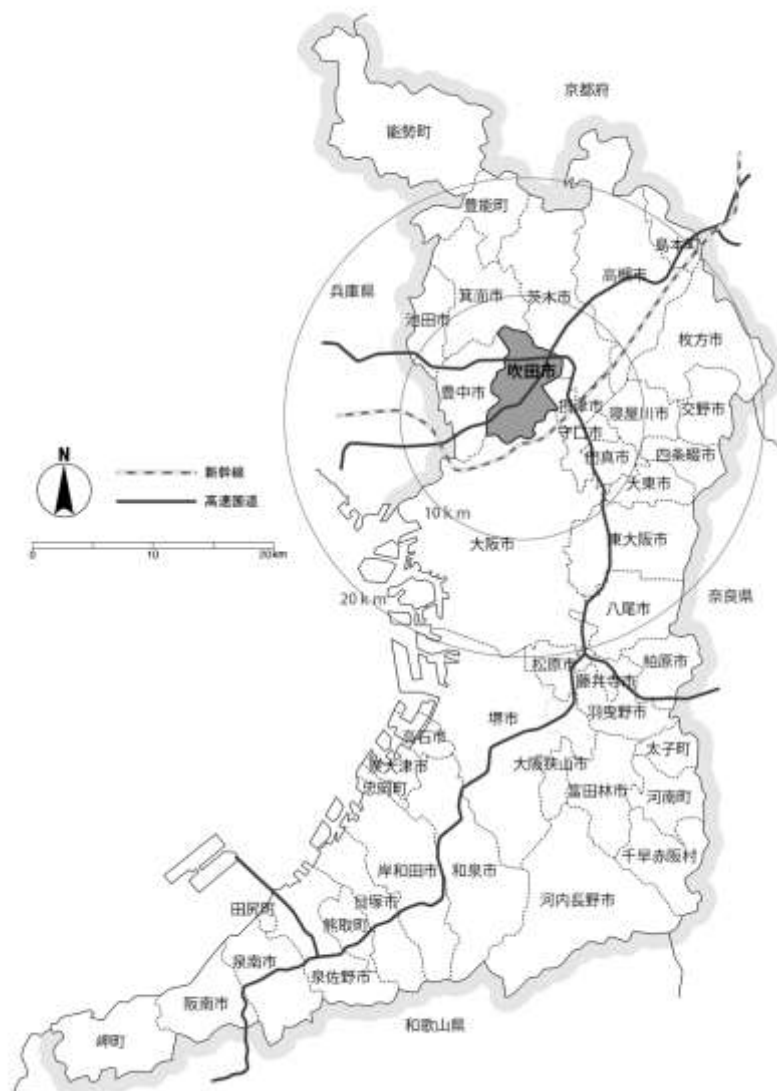
都市計画マスタープランの推進にあたり、協働によるまちづくりの進め方について示すとともに、地区ごとの状況や住民主体のまちづくりに柔軟に対応できる新たな仕組みとして「地区まちづくり構想」を示しています。

第1章 吹田市の現況

1 本市の特徴

(1) 交通利便性の高い都市

- ・ 本市は大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に隣接しています。市域北部は北摂山系を背景としたなだらかな千里丘陵、また、南部は安威川、神崎川や淀川をつくる低地からなり、市域面積 36.11 km²に人口約 36 万人が暮らしています。
- ・ 市域内には名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から 10km 圏内には JR 新大阪駅や大阪国際空港が位置し、広域交通の利便性に優れています。また、新御堂筋などの国道をはじめとする幹線道路や、JR 京都線、地下鉄御堂筋線、北大阪急行線、阪急千里線・京都線、大阪モノレール、国際文化公園都市モノレールといった複数の鉄道路線が市内を通り、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との通勤通学など日常の交通利便性にも優れています。



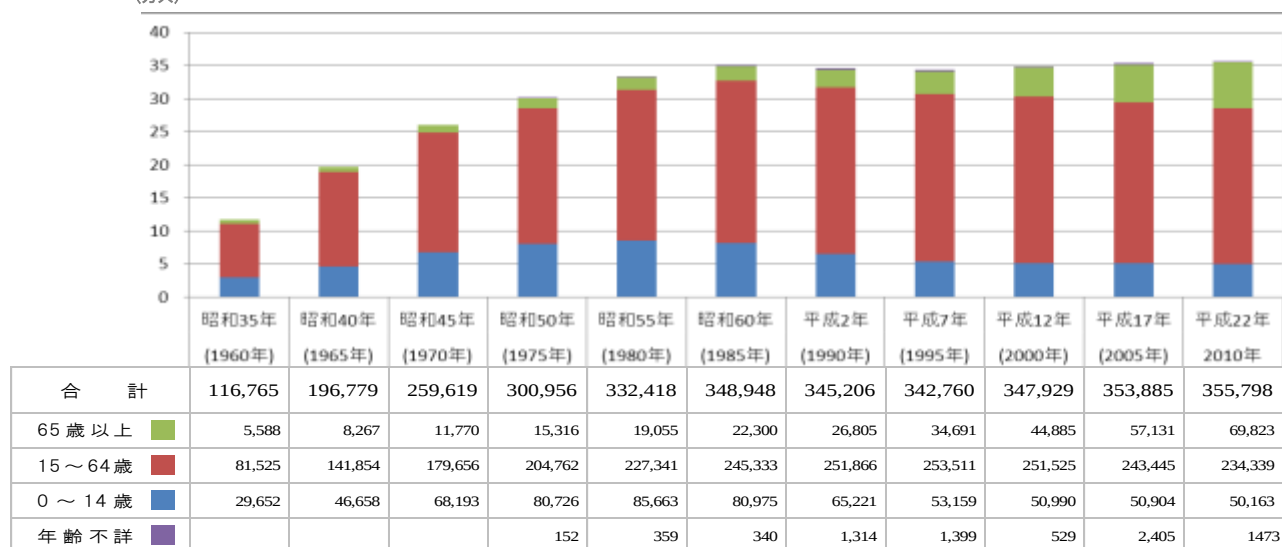
(2) みどり豊かな都市基盤が整った都市

- ・ 本市域は、北摂山系を背景とする豊かなみどりと、安威川、神崎川をつくる低地からなり、旧石器時代から人々の生活が営まれ、平安時代初めには、旧吹田が交通の要衝として栄えました。
- ・ 明治 9 年（1876 年）に大阪・京都間の官営鉄道（現在の JR 京都線）が開通し、大阪麦酒会社（現在のアサヒビール(株)）吹田村醸造所の竣工（明治 24 年（1891 年））、北大阪電気鉄道（現在の阪急千里線）十三・千里山間の開通（大正 10 年（1921 年））、吹田操車場の操業開始（大正 12 年（1923 年））など、大阪市の商工業の発展などに伴い市街化が進展してきました。
- ・ 昭和 15 年（1940 年）には、三島郡吹田町、千里村、岸部村及び豊能郡豊津村の 1 町 3 村が合併し市制を施行し、昭和 28 年（1953 年）に三島郡新田村の一部（下新田）を編入、昭和 30 年（1955 年）には三島郡山田村を編入し、ほぼ現在の市域となりました
- ・ 昭和 30 年代の高度経済成長期に入ってから、日本で最初の大規模住宅団地（千里ニュータウン）の建設、昭和 45 年（1970 年）には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、関連した基盤整備事業と相まって、新御堂筋、大阪中央環状線、中国自動車道、近畿自動車道といった広域幹線道路や鉄道網が整備されました。
- ・ その後、市内各所で実施した土地区画整理事業や市街地再開発事業などにより、現在は市域のほぼ全域が市街化されましたが、近年では大規模な住宅団地の建替えや企業用地等における土地利用転換など、既成市街地における機能更新が多くみられます。
- ・ 現在の土地利用の状況は、住宅地や商業・工業地などの市街地が 63.3%、公園・緑地・学校・社寺などの普通緑地が 20.5%、農地が 1.9%、その他山林・水面・道路・鉄道などが 14.3%（都市計画基礎調査（平成 22 年））となっており、市域の大部分が都市的土地利用でしめられています。
- ・ このように、本市域は都市基盤が整った状況にありますが、一方で、古くから保全・継承されてきた山林や河川、農地やため池等のほか、市民によって育まれている住宅地のみどりや、基盤整備事業の中で整備された公園・緑地等により、現在のみどり豊かなまちなみが形成されています。

(3) 住宅を中心とした複合型都市

- ・ 本市の人口は、昭和 30 年代後半（1960 年代前半）から千里ニュータウンの建設や土地区画整理事業等による都市基盤の整備、また折からの高度経済成長の影響を受けて急増しました。昭和 60 年代前半（1980 年代後半）ごろまで増加傾向が続き、その後一時的に減少したものの、近年は微増傾向が続き、平成 25 年度末時点で人口は 36 万人を超えています。
- ・ 将来人口推計については、今後、平成 27 年頃まで微増傾向が続いた後に減少し、また、少子・高齢化の傾向も大きくなると予測されています。（将来人口推計報告書（吹田市・平成 24 年 3 月））

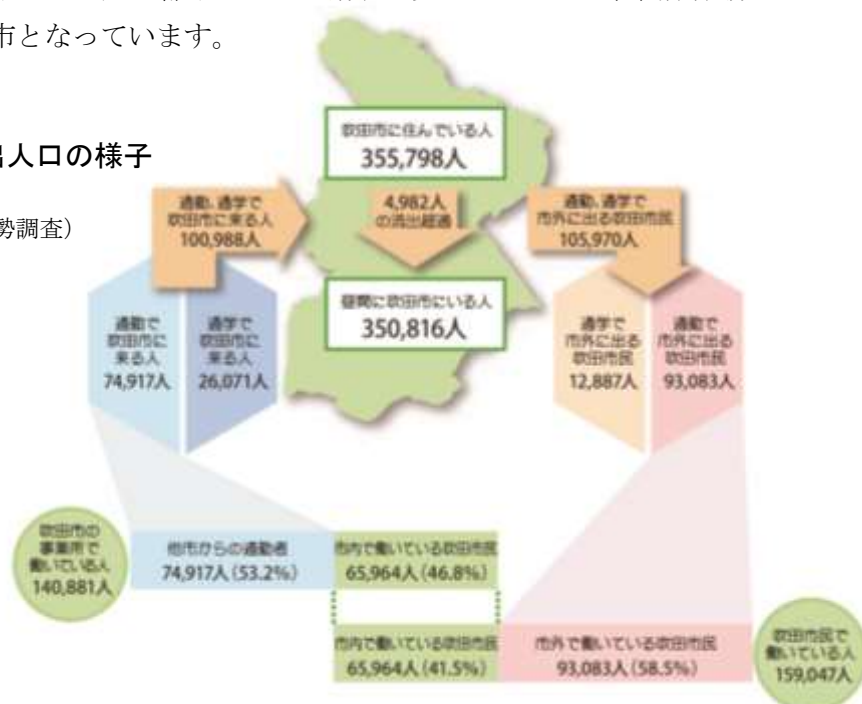
(万人)



- ・ 本市の流出入人口を見ると、本市に住む就業者の約 6 割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の 5 割以上が他市から通勤しています。このように、本市は、住宅都市としての性格を備えながら、大阪市などの周辺都市からの通勤者を受け入れるなど、商業業務機能をあわせ持った複合型都市となっています。

■ 流入・流出人口の様子

(平成22年国勢調査)



(4) 文化、学術、研究、医療環境が充実した都市

- ・ 本市には大阪大学及び同医学部附属病院、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館、国立循環器病研究センターといった高度な学術・研究機関や医療機関が多く集積しています。
- ・ 近年では、吹田操車場跡地において、国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院の移転建替えを中心とした医療機関や医療関連企業による医療クラスターの形成に向けた取組を進めており、あわせて関西イノベーション国際戦略総合特区や企業立地促進法に基づく地域の指定など、産業集積を目指す取組を進めています。
- ・ また、万博記念公園など広域的に利用される文化・スポーツ・レクリエーション施設も多く立地しており、これらの施設の集積は、本市の大きな特徴の一つであり、魅力・強みでもあります。
- ・ 万博記念公園の南側エリアでは、(仮称)吹田市立スタジアムや(仮称)エキスポランド跡地複合施設の建設事業が進んでおり、新たなスポーツ・レクリエーション拠点の形成が見込まれています。

(5) 地域ごとに異なる魅力を有する都市

- ・ 市域北部では、千里ニュータウンや万博記念公園などにおいてみどり豊かな環境が形成されているとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。
- ・ 一方、市域西部・南部では、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能が集積しています。
- ・ また、水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や、神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。
- ・ 本市の大部分を占める住宅系市街地においては、その地形や成り立ちなどから、地域ごとに違った特性や魅力を持った住環境が形成されています。
- ・ このように、本市は、全市的に市街化が進む中で、地域ごとに異なる特色をあわせ持っています。

2 本市を取り巻く主な動向

(1) 社会経済情勢の主な動向

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、想定を超える甚大な被害がもたらされました。今後、南海トラフ巨大地震の発生が想定されている中、地震だけでなく、津波や火災、局地的大雨、洪水などの様々な災害に対する備えのあり方が問われています。さらに、原子力発電所の事故に端を発するエネルギー需給問題は、全ての市民の生活に関わる大きな問題であり、持続可能な低炭素社会の実現に向けた取組の必要性が強く認識されるようになりました。
- ・ 平成 24 年 12 月 2 日には、中央自動車道笹子トンネルにおいて天井板落下事故が発生し、道路施設など様々な公共施設における点検・維持管理の重要性が再認識されました。
- ・ 経済を取り巻く動向としては、経済のグローバル化が大きく進展しており、サービス産業の拡大などの産業構造の変化や ICT（情報通信技術）の進展などが、生活や産業に変革をもたらしています。特に、ICT については、防災、医療・福祉など様々な分野への活用が期待されています。
- ・ 本市の将来人口は、平成 27 年頃まで微増傾向が続いた後に減少すると予測され、少子・高齢化の傾向も大きくなると予測されている中、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化など、市民生活を取り巻く状況も変化しています。

(2) 上位・関連計画等の主な動向

- ・ 本市では、市の最上位計画である「第 3 次総合計画」を平成 18 年に策定し、また、大阪府では、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を平成 23 年に改定しています。
- ・ また、東日本大震災をきっかけとして、高齢者や障がい者などの災害時要援護者や女性の視点を踏まえ、地域防災計画の見直しを行いました。
- ・ その他、都市計画マスタープランを策定した平成 16 年以降、景観まちづくり計画（平成 19 年）や第 2 次環境基本計画改訂版（平成 26 年）、第 2 次みどりの基本計画（平成 23 年）など、様々な分野別計画の策定や改定を行ってきました。
- ・ 産業や活力の面からは、新商工振興ビジョン（平成 18 年策定）や産業振興条例（平成 21 年施行）により商工業振興の取組を進めるとともに、吹田操車場跡地などにおいて企業立地促進法に基づく地域指定や総合特別区域法に基づく特区地域の指定など産業集積をめざす取組も進めています。
- ・ その他、千里ニュータウン再生指針（平成 19 年）の策定など、地域ごとの特性に合わせた様々な取組を進めています。
- ・ 平成 24 年には、用途地域など主要な都市計画に関する決定権限が大阪府から本市に移譲されたことにより、市の都市計画が担う役割はさらに重要になっています。

(3) 都市計画に関連する施策の主な動向

- ・ 本市では都市計画マスタープランに基づき、様々な都市計画に関する施策を進めてきました。主な施策の進捗状況には以下のようなものがあります。

●市街地整備

【吹田操車場跡地のまちづくり】

- ・ 土地区画整理事業の施行
- ・ 都市計画道路天道岸部線などの
関連道路や駅前広場等の都市基盤整備の推進

【千里山駅周辺整備事業】

- ・ 公的住宅の建て替えとあわせた
総合的・一体的な整備
都市計画道路千里山佐井寺線などの
道路や駅前広場等の都市基盤整備の推進



【南吹田のまちづくり】

- ・ 新駅設置などの JR おおさか東線の建設工事
- ・ 都市計画道路南吹田駅前線などの
道路や駅前広場等の都市基盤整備の推進



●都市計画道路の整備

- ・ 千里丘朝日が丘線（吹田市）、豊中岸部線・千里中央線（大阪府）の一部完成
- ・ 十三高槻線 正雀工区・寿町工区（大阪府）の事業の推進

●都市計画の見直し

【土地利用誘導に関する見直し】（H23.3 実施）

- ・ 用途地域の変更
- ・ 高度地区の変更（全市的に絶対高さ制限を導入）
- ・ 特別用途地区の指定【江坂駅周辺、万博記念公園】
- ・ 準防火地域の指定拡大



【都市計画施設に関する見直し】（H25.8 実施）

- ・ 長期未着手の都市計画道路 計 7 路線について都市計画を変更・廃止

●地域の特性に応じたルールづくりの進捗

- ・ 建築物や土地利用に関する制限（地区計画）の策定
- ・ 地域独自のルールづくりに向けた市民主体のまちづくり活動の広がり

3 市民の意識

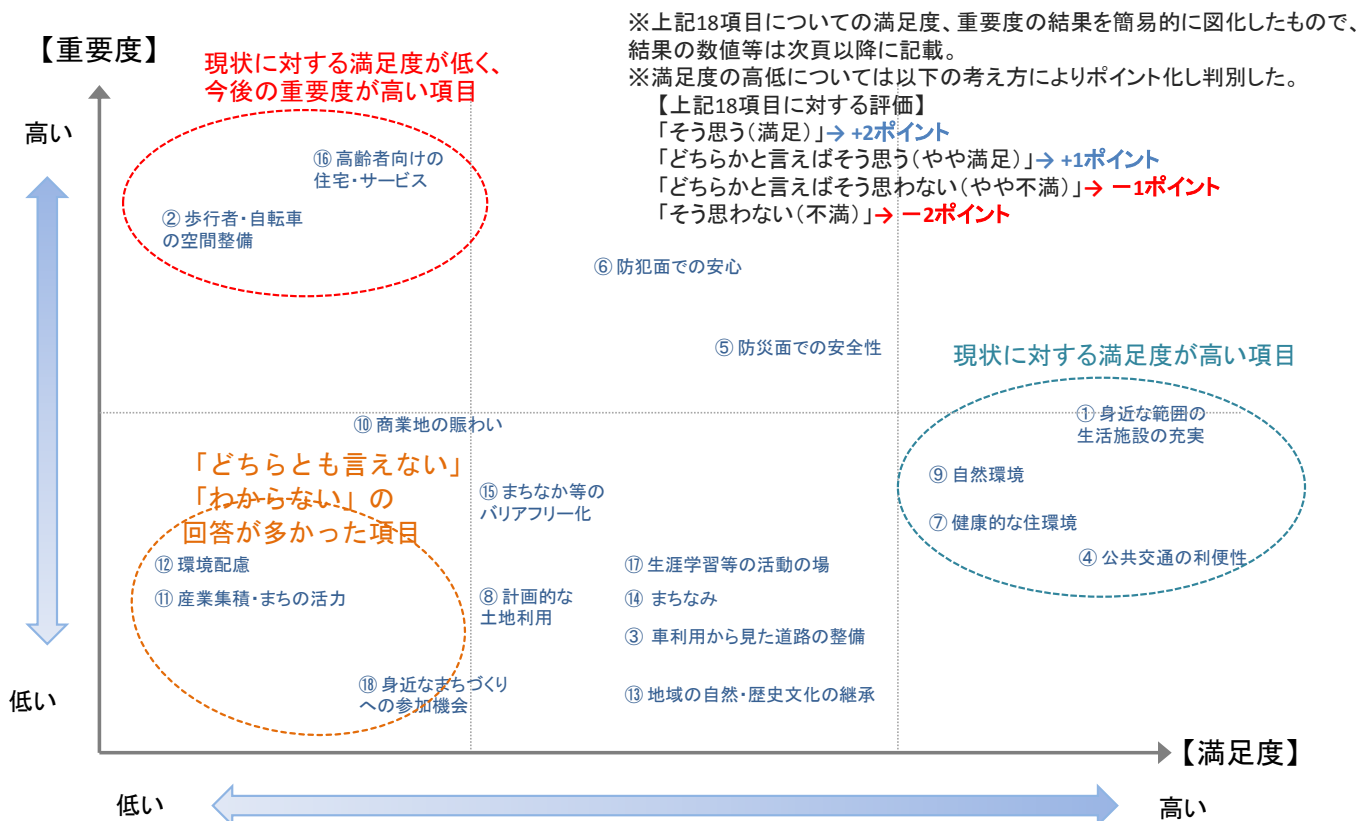
- ・ 都市計画マスタープラン策定以降の市民意向の変化などを把握するため、平成 24 年 10 月にアンケート調査を実施しました。調査は 18 歳以上の市民 3,000 名に対し郵送で実施し、1,402 通（46.7%）の回答を得ました。
- ・ アンケートでは、まちづくりに関する 18 項目のテーマについて、現状の評価とこれから重要となるテーマなどをお聞きしました。

番号	テーマ
1	身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実している
2	歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている
3	自動車が快適に利用できる道が整備されている
4	鉄道やバスなどの公共交通機関が利用しやすい
5	地震や風水害に対して安全なまちである
6	防犯面で安心できるまちである
7	公害や騒音・振動・悪臭などがなく、健康的に暮らせる
8	まちの特性に応じた計画的な土地利用が行われている
9	公園や緑地・水辺などの自然環境が充実している

番号	テーマ
10	駅前や駅周辺の商業地に魅力・にぎわいがある
11	さまざまな産業が集積し、まちに活力がある
12	省資源・省エネルギーなど、環境に配慮したまちである
13	地域の自然や歴史文化が継承され、活用されている
14	良好で魅力あるまちなみが保全・形成されている
15	まちなかや公共施設のバリアフリー化が進んでいる
16	高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っている
17	生涯学習、文化活動、コミュニティ活動の場が充実している
18	身近な地域のまちづくりに関わる機会が整っている

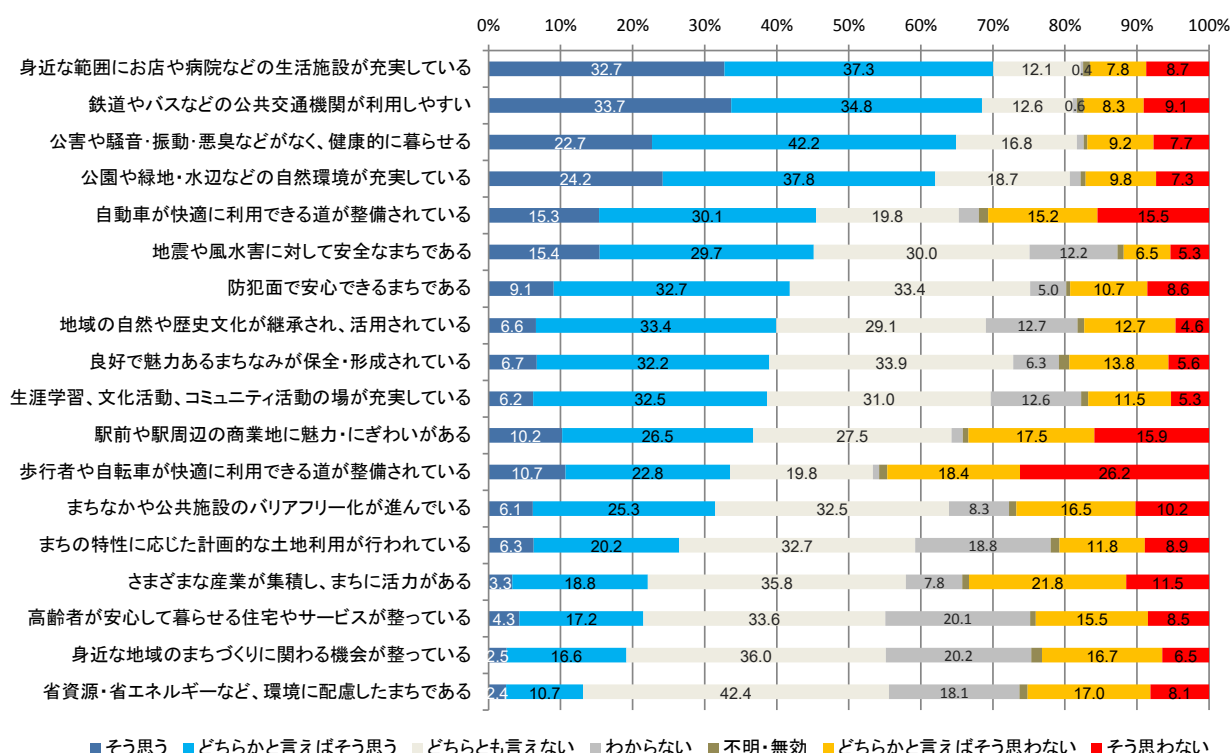
【総括】見直しに向けた今後の重要テーマ

- ・ まちづくりに関する現状評価と、今後重要と思うテーマに関する選択結果を併せて見ると、「歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている」、「高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っている」などが、今後特に重要なテーマであることが分かります。



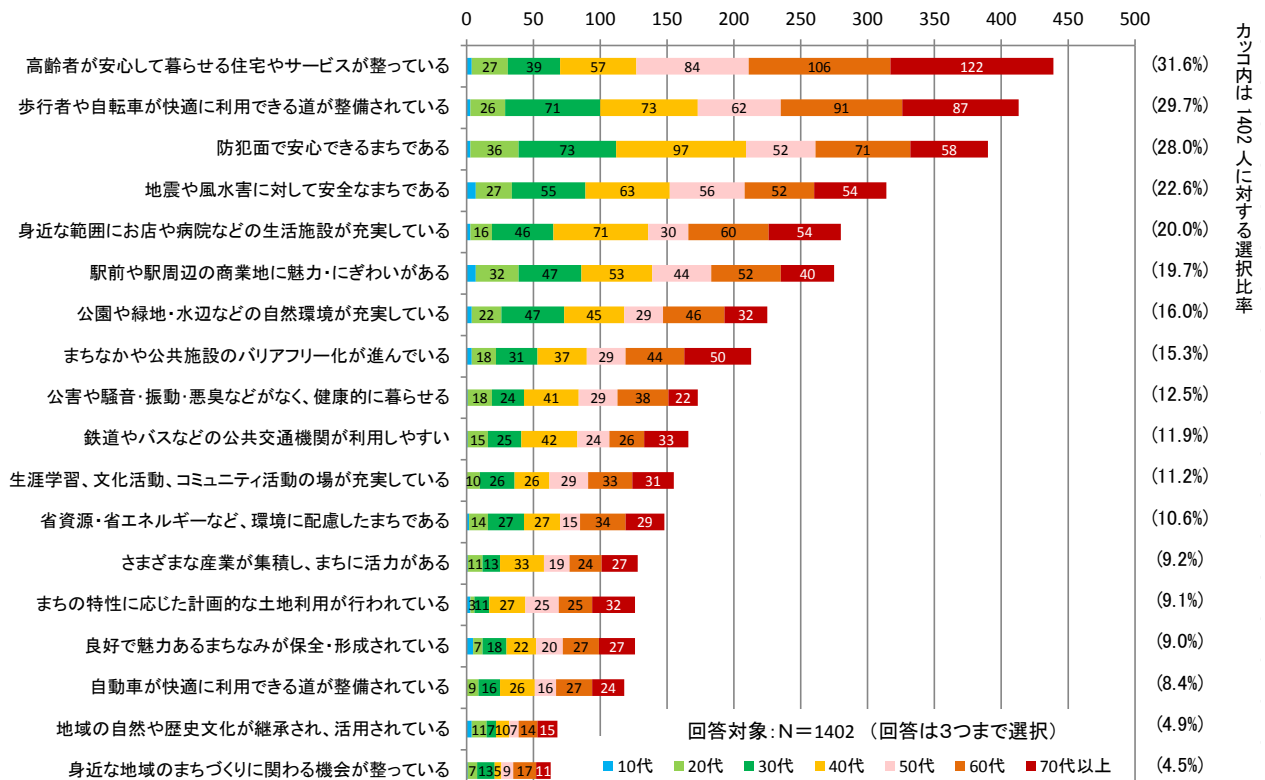
【個別結果】まちの現状に対する評価

- ・ 「身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実している」、「鉄道やバスなどの公共交通機関が利用しやすい」、「公園や緑地・水辺などの自然環境が充実している」などの項目で「そう思う」・「どちらかと言えばそう思う」と回答された方が多い結果となっています。一方で、「歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている」などの項目では、「そう思わない」・「どちらかと言えばそう思わない」と答えた方が多くなっています。
- ・ また、「駅前や駅周辺の商業地に魅力・にぎわいがある」、「さまざまな産業が集積し、まちに活力がある」といったにぎわいや産業に関する分野については、評価が分かれているものの「そう思わない」・「どちらかと言えばそう思わない」の回答割合が他の項目と比較して高い結果となっています。
- ・ 「身近な地域のまちづくりに関わる機会が整っている」、「省資源・省エネルギーなど、環境に配慮したまちである」などの項目に関しては、「どちらとも言えない」・「わからない」の回答割合が高い結果となっています。



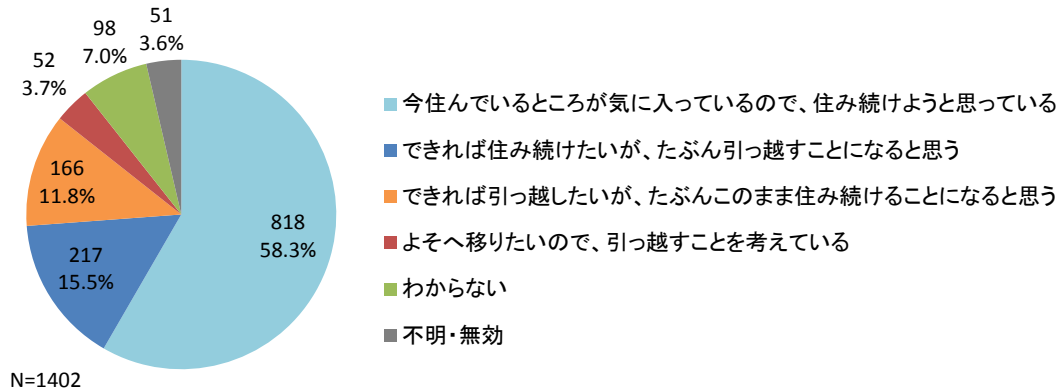
【個別結果】今後重要と思うテーマ

- ・ 「高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っている」、「歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている」、「防犯面で安心できるまちである」、「地震や風水害に対して安全なまちである」が、今後重要と思うテーマとして多く選択されています。

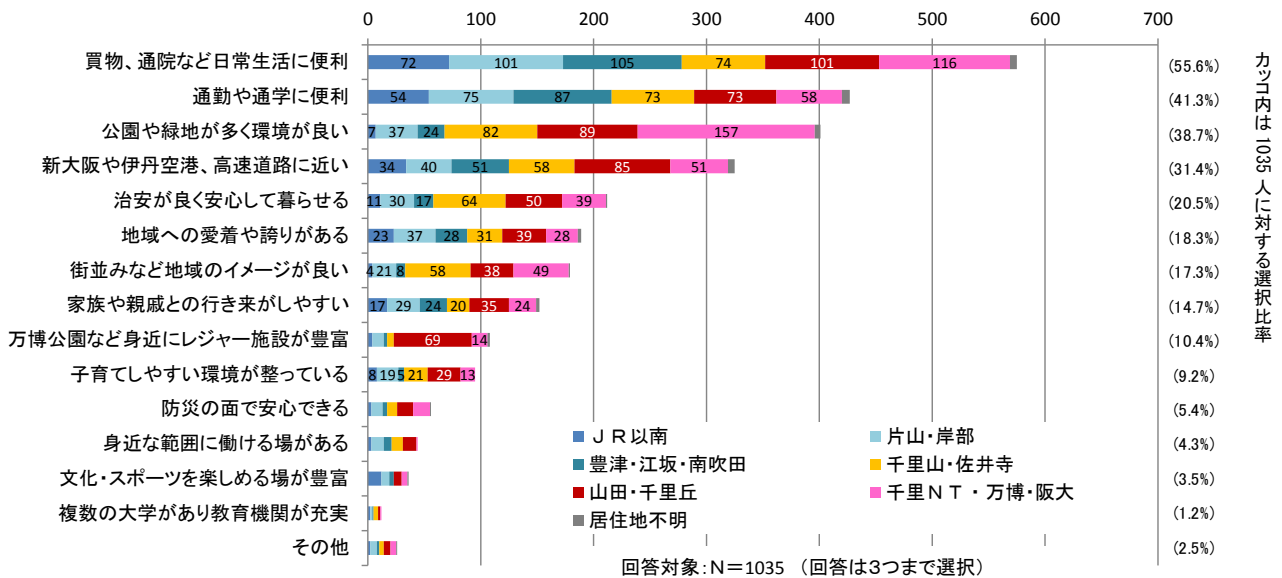


【個別結果】定住に関する意識

- 本市に住み続けたい意向をもつ方が約74%を占め、住み続けたい理由として「買物、通院など日常生活に便利」、「通勤や通学に便利」などの利便性に関する項目が多く挙げられています。また、「公園や緑地が多く環境が良い」も理由として多く選択されています。



◆ 住み続けたい理由



4 まちづくりの課題

- ・ これまでに示した本市の特徴や社会経済情勢等の動向、まちづくりに係る施策の進捗状況、市民の意識などを踏まえ、まちづくりの課題について以下に整理します。

(1) まちのにぎわいや活力に関する課題

- ・ 市民アンケートでは、現状に対する評価のうち「身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実している」について、「そう思う」・「どちらかと言えばそう思う」という回答の割合が最も多く、また、今後の重要テーマとしても多く挙げられています。
- ・ しかし、「さまざまな産業が集積し、まちに活力がある」、「駅前や駅周辺の商業地に魅力・にぎわいがある」という設問に対する現状評価では、3割を超す方が「そう思わない」・「どちらかと言えばそう思わない」と回答されています。
- ・ 本市ではこれまで、交通利便性の高さなどの特徴を生かし、吹田操車場跡地など駅周辺を中心とした拠点市街地のまちづくりや産業の集積をめざす取組などを進めてきましたが、一方で、商店や工場などの事業所の閉鎖や機能移転、その後の土地利用転換への対応など、対処すべき課題に直面しています。
- ・ 今後、商業・業務、産業、学術・研究、健康・医療などの様々な都市機能について適切な誘導を図り、市全体のにぎわいや活力のさらなる向上に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 快適な暮らしに関する課題

- ・ 市民アンケートでは、本市に住み続けたい意向をもつ方が約 74%を占め、日常生活の利便性の高さや公園・緑地が多い環境の良さなどがその理由として多く挙げられています。現状に対する評価でも、「身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実している」、「公園や緑地・水辺などの自然環境が充実している」などの項目において高い評価となっています。
- ・ 一方で、「歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている」では、「そう思わない」・「どちらかと言えばそう思わない」の回答割合が最も多くなっています。また、今後の重要テーマとして多く回答があった項目としては、「高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っている」などがあり、安心して暮らせる環境整備が求められています。
- ・ また、大規模な住宅団地の建替えや企業用地等における土地利用転換など、既成市街地における機能更新が多くみられる中で、良好な住環境をいかに継承していくかも大きな課題となっています。
- ・ 今後、地域ごとの特性を踏まえ、多様な世代が安心して快適に暮らせるよう、良好な住環境の保全や日常生活の利便性の向上など、これまで以上に、住みたい、住み続けたいと思われるよう、市民の定住意向をさらに高める取組を進めていく必要があります。

(3) インフラの整備・更新に関する課題

- ・ 道路、公園、水道、下水道などのインフラ施設については、老朽化などにより更新時期をむかえる施設への対応が必要となっています。
- ・ また、高度経済成長期には、人口増加による拡大型社会を前提として道路、公園・緑地、土地区画整理事業など様々な都市計画を決定しましたが、人口減少社会の到来などの社会経済情勢等の動向を踏まえ、長期的に事業が未着手となっているものについてその必要性や実現性等を総合的に検証する必要があります。
- ・ こうした中、インフラ施設の整備・更新に際しては、優先性などを踏まえ、計画的かつ効率的に進めていく必要があります。

(4) 安心・安全に関する課題

- ・ 本市では、阪神・淡路大震災の経験から、市街地の防災環境整備など安心・安全なまちづくりを進めてきましたが、想定を超える甚大な被害をもたらした東日本大震災以降、市民の防災意識は高まっており、今後さらに高齢化も進むことから、防災等に関するハード・ソフト両面からの取組がこれまで以上に重要となっています。
- ・ 今後、地域防災計画とのさらなる連携のもと、市街地やインフラ施設の防災性向上を図るなど、市民の安心・安全の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

(5) 環境問題に関する課題

- ・ 本市では、都市計画の分野においても、環境基本計画（第2次環境基本計画）と連携し、環境を基盤においたまちづくりを進めてきました。
- ・ 地球温暖化問題や東日本大震災の発生によるエネルギー需給のあり方が喫緊かつ重要な課題となる中、持続可能な低炭素社会の実現に向け、第2次環境基本計画改訂版と連携して、総合的かつ計画的に様々な施策を進めていく必要があります。

(6) まちづくりの進め方に関する課題

- ・ ほぼ全域が市街化され、都市基盤が一定整った状況にある本市においては、今後、これまで以上にきめこまかな土地利用誘導などによる地域特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ 近年、地区計画などの地域独自のルールづくりに向けた市民主体のまちづくり活動が市内各所で活発に行われており、市からは専門家を派遣するなどの支援を行っています
- ・ 一方で、市民アンケートの現状評価では、「身近な地域のまちづくりに関わる機会が整っている」について、「どちらとも言えない」・「わからない」と答えた方が多い結果となっています。
- ・ こうした中、地域住民などまちづくりに関わる多様な主体の参画、協働をこれまで以上に進めていくために、身近な地域の特性を生かしたまちづくりを支援する仕組みづくりが必要となっています。

第2章 基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

- ・ 本市を取り巻く様々な動向やまちづくりの課題を踏まえ、都市計画マスタープランによるまちづくりを推進するにあたっての基本的な考え方を「まちづくりの基本理念」として示します。

（１）暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくり

- ・ 将来にわたり市民が安心して暮らしていくためには、災害等に対するハード・ソフト両面からの多様な備えや、様々な都市活動を支えるインフラ施設の整備及びその機能維持が必要不可欠です。また、地球温暖化やヒートアイランド現象への対応などの環境を基盤としたまちづくりについても推進する必要があります。
- ・ 今後さらに人口減少や少子高齢化が進行する中、歩いて暮らせるまちづくりなど市民の多様なライフスタイルを支える環境づくりも求められています。
- ・ こうした中、市民の定住意向は現状で高い傾向にありますが、引き続き市民生活を支える取組を進め、これまで以上に、住みたい、住み続けたいと思われる、暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくりをめざします。

（２）誇りと愛着の持てる活力あるまちづくり

- ・ 本市は、その市街地が形成された経過などから、個性豊かな地域によって構成されており、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ また、本市は「住む」、「働く」、「学ぶ」、「健やか」、「楽しむ」といった多様な都市機能が集積する複合型都市であり、このような特性を生かし、本市の都市魅力をさらに向上させるため、都市機能の充実や良好な市街地環境の形成が求められています。
- ・ こうした中、市民、事業者、専門家等及び行政の相互の協働によるまちづくりの推進や、市全体の活力向上に向けた様々な都市機能の誘導など、市全体及び各地域の特性を生かす視点から、誇りと愛着の持てる活力あるまちづくりをめざします。

2 都市空間^{*1}の将来像

- ・ 都市計画マスタープランによるまちづくりの長期的な目標として、本市のめざすべき「都市空間の将来像」を示します。
- ・ 本市は、様々な市街地形成の経緯や地形的条件をもつ個性豊かな地域で構成されており、その大部分を占める住宅地を中心とする市街地とともに、商業・業務、産業、文化・スポーツ・レクリエーション、学術・研究、健康・医療など、多様な都市機能^{*2}が集積する特徴のある市街地をあわせもっています。
- ・ このような、それぞれの地域が持つ特性やポテンシャルを踏まえながら、様々な市民ニーズに対応できる魅力ある都市空間の形成をめざします。

(1) 地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成

(詳細は第3章8 拠点市街地のまちづくり方針参照)

- ・ 鉄道駅周辺の市街地は地域の玄関口であり、都市全体の中心的な機能や地域の生活を支える様々な機能が集積しています。また、広域的な文化・スポーツ・レクリエーション機能が集積している市街地もあります。
- ・ このような市街地を拠点市街地として位置づけ、地域ごとの特性に応じた都市機能の集積を図り、拠点にふさわしい市街地の形成をめざします。
- ・ 商業・業務などの中心的な都市機能が集積する江坂駅周辺及び JR 吹田駅周辺、公共施設が集積する阪急吹田駅周辺、医療機関と医療関連企業などが集積した医療クラスターの形成をめざしている岸辺駅周辺、広域的な文化・スポーツ・レクリエーション機能が集積する万博記念公園周辺を都市拠点^{*3}として、また地域の中心となるべきその他の鉄道駅周辺を地域拠点と位置づけ、その機能の充実をめざします。

都市拠点	○JR吹田駅周辺 ○阪急吹田駅周辺 ○江坂駅周辺 ○岸辺駅周辺 ○万博記念公園周辺
地域拠点	○都市拠点以外の鉄道駅周辺

^{*1} 都市空間…都市を構成している空間的な要素をさす。大きくは建築物などの諸施設とオープンスペース（道路空間やみどり空間など）に区分される。

^{*2} 都市機能…居住、商業、工業、文化、教育、情報、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

^{*3} 都市拠点…商業、業務をはじめとする様々な都市機能が集積し、市民や企業の活動が活発に展開される場。

(2) 都市間・拠点市街地間のネットワークの形成

- ・ 都市活動は拠点市街地を中心に展開されますが、これらの拠点間を結んで人、物、情報が互いに交流することで、活動はより活発化していきます。
- ・ そのため、大阪都心部や北大阪地域、さらには阪神地域・京阪地域など周辺都市との結びつきを強めるとともに、拠点市街地間の連携を図るなど、それぞれが持つ都市機能がより高度に発揮されるよう、広域的なネットワークの形成をめざします。
- ・ このようなネットワークのうち、本市を通過する大阪都市圏の基幹的な軸線を広域軸として、また市域における地域間の軸線を地域軸として位置づけ、それぞれの機能の充実をめざします。

広域軸	○大阪市の南北都市軸の延長として、大阪市都心部から新大阪、江坂を経て千里中央に至る軸線 (御堂筋線(国道423号)、地下鉄御堂筋線・北大阪急行線) ○大阪市周辺部の都市を環状に結ぶ軸線 (大阪中央環状線、大阪モノレール) ○大阪市外縁部を環状に結び、市域南部の拠点市街地間を連携する軸線 (豊中吹田線・大阪高槻京都線、JR おおさか東線) ○大阪、京都間を結ぶ軸線 (十三高槻線、大阪高槻京都線、JR 京都線)
地域軸	○市域中央部において地域拠点を連携する南北方向の軸線 (佐井寺片山高浜線、千里中央線、箕面山田線、万博公園南千里線、阪急千里線) ○市域中央部において広域軸を補完・連携する東西方向の軸線 (豊中岸部線、南千里岸部線)

(3) 人と自然の共生空間の形成

- ・ 本市は、ほぼ全域が市街化されているものの、安威川や神崎川などの河川空間には貴重な自然環境が残っており、千里丘陵南端部の斜面緑地のほか、各所に竹林やため池も残っています。また、計画的に整備された大規模な公園や緑地が豊かなみどりとして育っています。
- ・ このような市街地内にある自然環境は、生物多様性の保全、良好な環境の確保、レクリエーション、うるおいのある景観形成、防災などの様々な面から重要な役割を担っていることから、その規模と連続性を確保するなど、人と自然の共生空間の形成をめざします。

都市空間の将来像図



第3章 まちづくりの方針

1 土地利用誘導の方針

【基本的考え方】

- ・ 都市空間の将来像の実現に向け、市街地形成の経緯や土地利用の動向、交通条件など地域ごとの特性を生かし、適切な土地利用誘導をめざすとともに、都市全体の観点から必要となる都市機能や居住機能について、その適正な立地誘導に努めます。
- ・ 土地利用の誘導にあたっては、地域地区^{*1}制度の適切な運用や地区計画^{*2}制度等の活用を図り、良好な市街地の形成をめざします。
- ・ 大規模な土地利用転換に対しては、交通や景観など周辺環境と調和した良好な土地利用の誘導に努め、その動向に応じた適切な都市機能の誘導に努めます。また、大規模な開発事業に対しては、「開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いた すまいる条例）」や「環境まちづくり影響評価条例」に基づき、良好な都市環境の保全及び形成に努めます。
- ・ 江坂をはじめとする吹田市西部・南部地域については、企業立地促進法などによる産業集積の取組と連携した土地利用誘導に努めます。

（１） 住宅系市街地

- ・ 市民の様々な居住ニーズに対応し、地域の歴史的背景や立地特性に応じた多様な住宅地の環境づくりに努めます。
- ・ 主として戸建専用住宅が立地する地区では、必要に応じて地区計画や景観法などの活用により良好な住環境の保全と育成を図ります。
- ・ 老朽化した木造住宅が建て込んでいる地区では、地域の実状にあわせて、防災性の向上に向けた誘導方策を検討するとともに、市街地の安全性向上に努めます。

（２） 商業業務系市街地

- ・ 江坂駅周辺では、都市機能の高度な集積を図ることにより大阪都心部の都市機能との連続性の確保に努め、JR吹田駅周辺では、商業業務機能をはじめとする多様な都市機能の集積を図り、駅前にふさわしいにぎわい形成に努めます。
- ・ 各鉄道駅周辺では、近隣住民の生活を支援する商業・サービス機能の立地誘導など、それぞれの駅の立地特性に応じた誘導に努めます。
- ・ 幹線道路沿いについては、地域住民の日常生活を支援する商業・サービス機能の集積など、道路の特性に応じた誘導に努めます。
- ・ 千里ニュータウンの近隣センターについては、それぞれの特性を踏まえながら快適で利便性の高い近隣サービスの核となるよう誘導を図ります。

（３） 工業系市街地

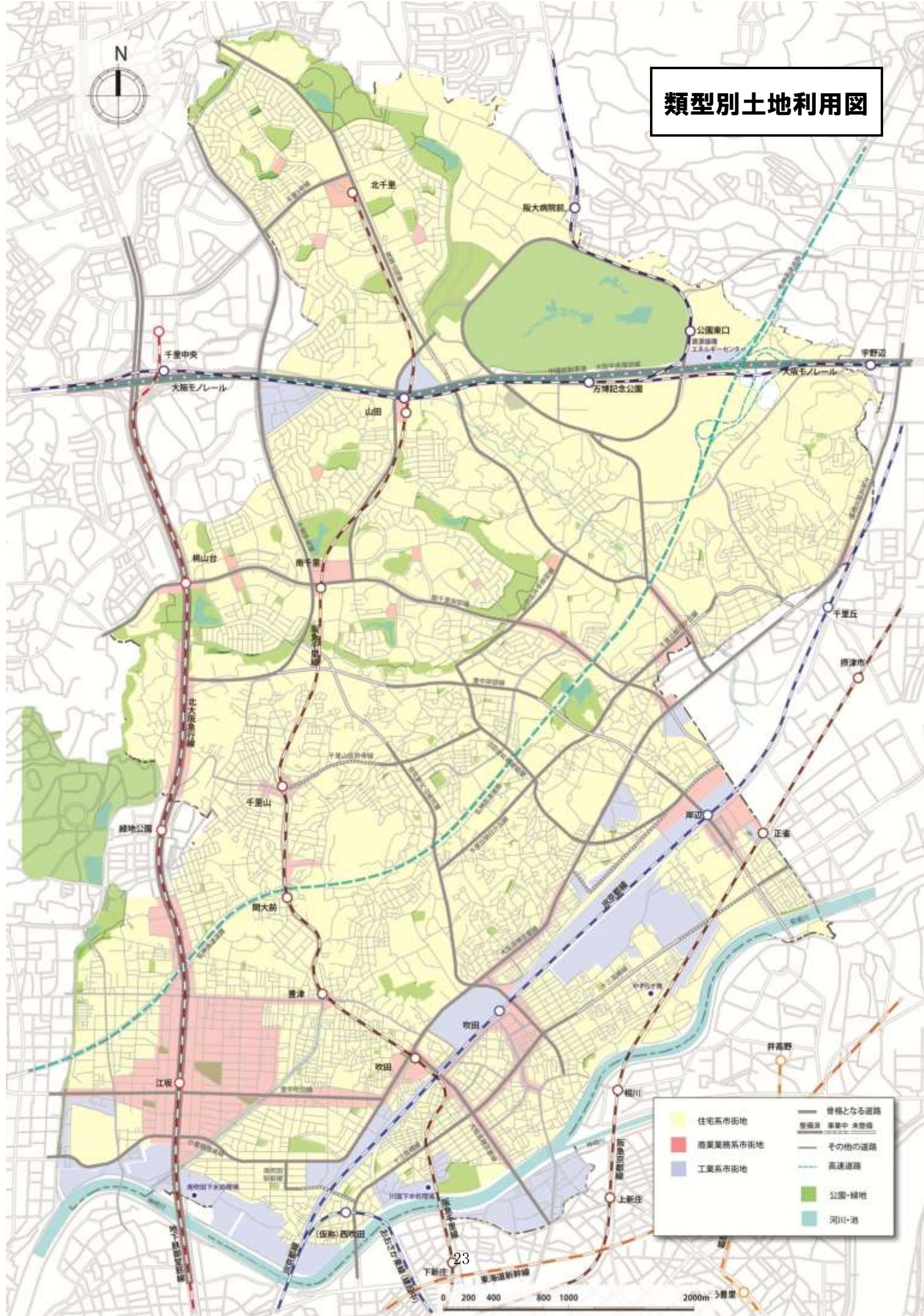
- ・ 工場等が操業していくための環境の保全を基本とした土地利用の誘導に努めます。
- ・ 工場等と住宅が混在している地域では、既存の産業機能と居住機能が共存する市街地環境の誘導に努めます。

^{*1} 地域地区…土地利用に計画性を与え、土地の合理的な利用を図るため、建物の用途や形態、構造等に対する一定の制限を都市計画で定めるもの。用途地域、防火地域、高度地区、風致地区、景観地区などがある。

^{*2} 地区計画…良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設（地区施設）の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。地区計画が定められた地区における建築行為は届け出が必要になる。



類型別土地利用図



2 都市施設^{*1}整備の方針

【基本的考え方】

- ・ 道路や公園、水道、下水道などの都市施設は円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性を高めるとともに、良好な都市環境をつくっていくために必要不可欠な施設です。
- ・ これらの都市施設の整備にあたっては、広域的な計画との整合を図りながら、土地利用の方針や、施設相互の連携、長期的な維持管理・更新について考慮します。
- ・ また、既存の都市施設については、長期的視点に立った計画的な維持管理・更新により、適切にその機能の保全を図ります。
- ・ 都市計画決定以降、長期間にわたり未整備の都市計画施設については、その必要性について、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえながら検証を行い、必要に応じて見直すとともに、必要性の高い施設については計画的な整備を図ります。

^{*1} 都市施設…道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。都市計画法では交通施設、公共空地、供給施設・処理施設、水路、教育文化施設、社会福祉施設などを都市施設として決定できる。

2-1 道路・交通施設

(1) 歩行者や自転車等の安全で快適な交通の確保

- ・ 生活道路等で歩行者が安心して移動できる歩行空間の確保や安全対策を進めるとともに、自転車の利用環境整備を進め、歩行者や自転車等を優先した安全で快適に利用できるみちづくりを推進します。

(2) 都市活動を支える道路ネットワークの形成

- ・ 広域的な道路ネットワークの形成をめざすとともに、市域内の交通の円滑化や効率化を図るなど、隣接都市間や拠点市街地間を連携する道路ネットワークの形成に努めます。
- ・ 都市計画道路の未整備区間については、計画的な整備を推進するとともに、必要に応じて都市計画道路網の見直しを検討します。
- ・ 阪急京都線と十三高槻線・豊中岸部線など、鉄道と道路との交差点付近では、安全で円滑な交通体系の確立に向け、立体交差化などの促進に努めます。
- ・ 既存の道路については、良好な状態に保つように修繕等を行い、施設の長寿命化を図るとともに、計画的、効率的に維持管理を進めるための方針を定めて補修・更新を図ります。

(3) 公共交通等の整備及び利用促進

- ・ 鉄道、路線バス、コミュニティバス等の利便性向上や効率的・効果的な交通サービスの提供に努めるなど、公共交通機関の利用を促進します。
- ・ 市域南部の新たな拠点にふさわしいまちづくりを推進するため、JR おおさか東線の整備事業を促進します。
- ・ 岸辺駅及び正雀駅周辺のポテンシャル向上や大阪市北東部からのアクセス性の強化、また、大阪モノレールや北大阪急行線など、本市の広域軸との結節による新たな拠点間のネットワークの形成をめざし、大阪市営地下鉄今里筋線の延伸を促進します。
- ・ 交通結節点となる鉄道駅周辺などにおいては、必要に応じて自転車駐車場の整備を行います。
- ・ また、既存の都市計画駐車場については、社会経済情勢等の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)



2-2 公園・みどり

(1) 都市公園等の整備等

- ・ 『第2次みどりの基本計画』に基づき、みどりのまちづくりを推進するとともに、都市公園の整備に取り組み、未開設区域のある都市公園の整備を優先的に進めます。
- ・ 防災、環境、教育等の社会要請に応じた公園づくりが重要となっていることから、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化といった目的に応じた都市公園の再整備に取り組みます。
- ・ 施設の老朽化が激しい公園・緑地については、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図り、計画的な施設の長寿命化対策に取り組みます。

(2) みどりの保全と創出

- ・ 樹林や竹林、ため池、生垣、社寺、大学のみどりなど、市内に残る豊かなみどりについて、市民、事業者と連携して保全する取組を行うなど、貴重なみどりを次世代へ継承します。
- ・ 開発事業者に対しては、公園・緑地を確保するなど事業地内で豊かなみどりを確保するよう適切な誘導を行います。
- ・ 農地については、市街地に残る貴重なみどりとして、その延焼遮断帯や生物の生息空間などの機能を評価するとともに、「市民農園」などによる有効活用に努め、宅地化にあたっては、無秩序な開発を防止し、道路など都市基盤施設の整備がともなった良好な市街地形成の誘導に努めます。
- ・ 生産緑地地区については、緑地としての機能及び公共施設の保留地としての役割を踏まえ、農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、計画的な保全に努めるとともに、指定が解除される地区については可能な限りその機能保全をめざします。

(3) みどりのネットワークの形成

- ・ 市街地内のみどりの拠点を結び、生物の生息空間としても配慮されたつながりや幅のあるみどりのネットワークを形成するため、ルートとなる道路や河川の緑化を推進するとともに、住宅地等の敷地の緑化を促進します。
- ・ みどりのネットワークの形成にあたっては、市民にとって身近なみどりを創出・保全することはもとより、うるおいのある景観形成、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全、延焼遮断帯としての防災機能、生物の生息空間の確保による生物多様性の保全など、みどりの持つ機能を生かしながら進めます。

2-3 水道・下水道・河川

(1) 水道施設の整備

- ・ 老朽化が進む浄配水施設は、防災力の強化及び低エネルギー化の推進を見据え、拠点施設を明確にし、エネルギーを必要としない自然流下を基本とした再構築を図ります。また、水源を淀川の上に依存するのではなく、複数水源としての地下水の更なる充実に努めます。
- ・ 管網を構成する重要な管路である基幹管路は、耐震化とともに2重化・ループ化等の整備を進め、経年化した配水支管は、本市で設定した更新基準に基づき着実な更新に努めます。
- ・ 災害時にも、ここに行けば「必ず水がある」場所をより身近なものとするため、当面災害時給水拠点及び災害時給水所の整備を進めるとともに、重要給水施設（小中学校・病院）への配水管路の耐震化を計画的に進めます。

(2) 下水道の整備

- ・ 全戸水洗化実施をめざして、公共下水道整備を進めるとともに、下水道施設の適正な維持管理と長寿命化計画をもとに、老朽化した施設・設備の計画的な改築・更新や耐震化を進め、安心して安全な下水道施設の維持に努めます。
- ・ 下水道資源の有効利用をいっそう推進するとともに、水循環の促進を図ります。

(3) 総合的な雨水対策

- ・ 雨水対策については、河川事業との連携を図りながら効率的な施設整備に努め、雨水の流出を抑制する、貯留施設、雨水浸透施設の設置を促進するとともに市域南部などにおける浸水対策をはじめとした雨水施設の整備を進め、被害の軽減に努めます。

(4) 河川の機能等の向上と水辺空間の活用

- ・ 市内を流れる河川については、河川改修の推進等により治水安全性の向上を図るとともに、河川が持つ延焼遮断帯としての機能を生かし神崎川河川敷を避難場所として活用するなど、防災機能の向上を促します。
- ・ 河川や水路、ため池周辺では、生態系に配慮しながら良好な水辺環境の保全に努めます。
- ・ 神崎川、安威川、糸田川、高川等については、周辺の公園、緑道等を活用しながら、人と自然のふれあいの場の形成を促進します。

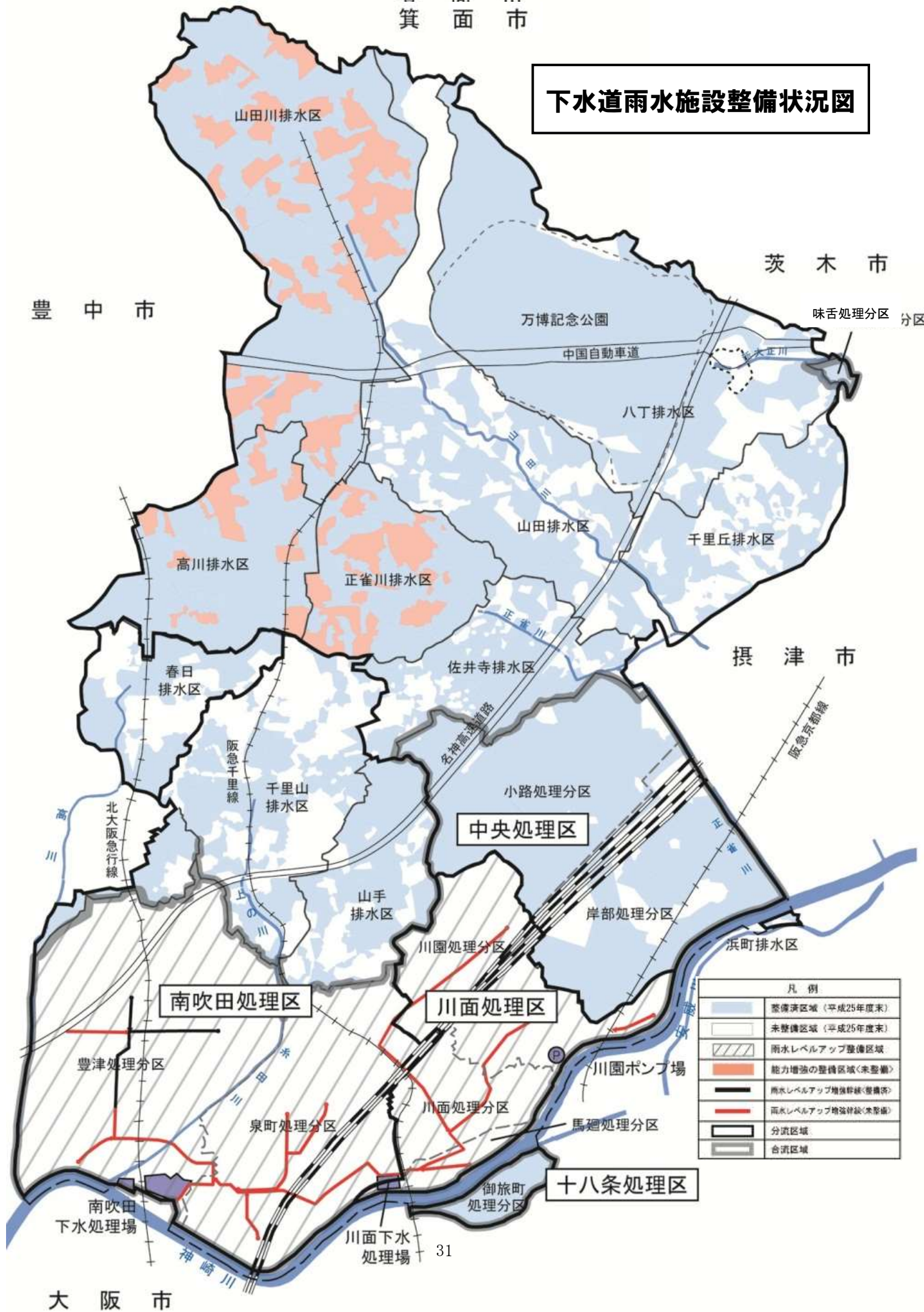


複数水源としての井戸の掘削工事



災害時応急給水用設備
(泉浄水所)

下水道雨水施設整備状況図



2-4 その他の都市施設

(1) 廃棄物処理施設

- ・ 廃棄物処理施設については、ごみの減量とリサイクルやダイオキシンなどによる二次公害の未然防止、余熱利用の推進、またスラグの再利用に留意しつつ、周辺環境の保全に十分配慮しながら計画的かつ安定的な施設整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。

(2) 火葬場施設

- ・ 火葬場施設については、周辺環境の保全に配慮しつつ整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。

(3) 小・中学校

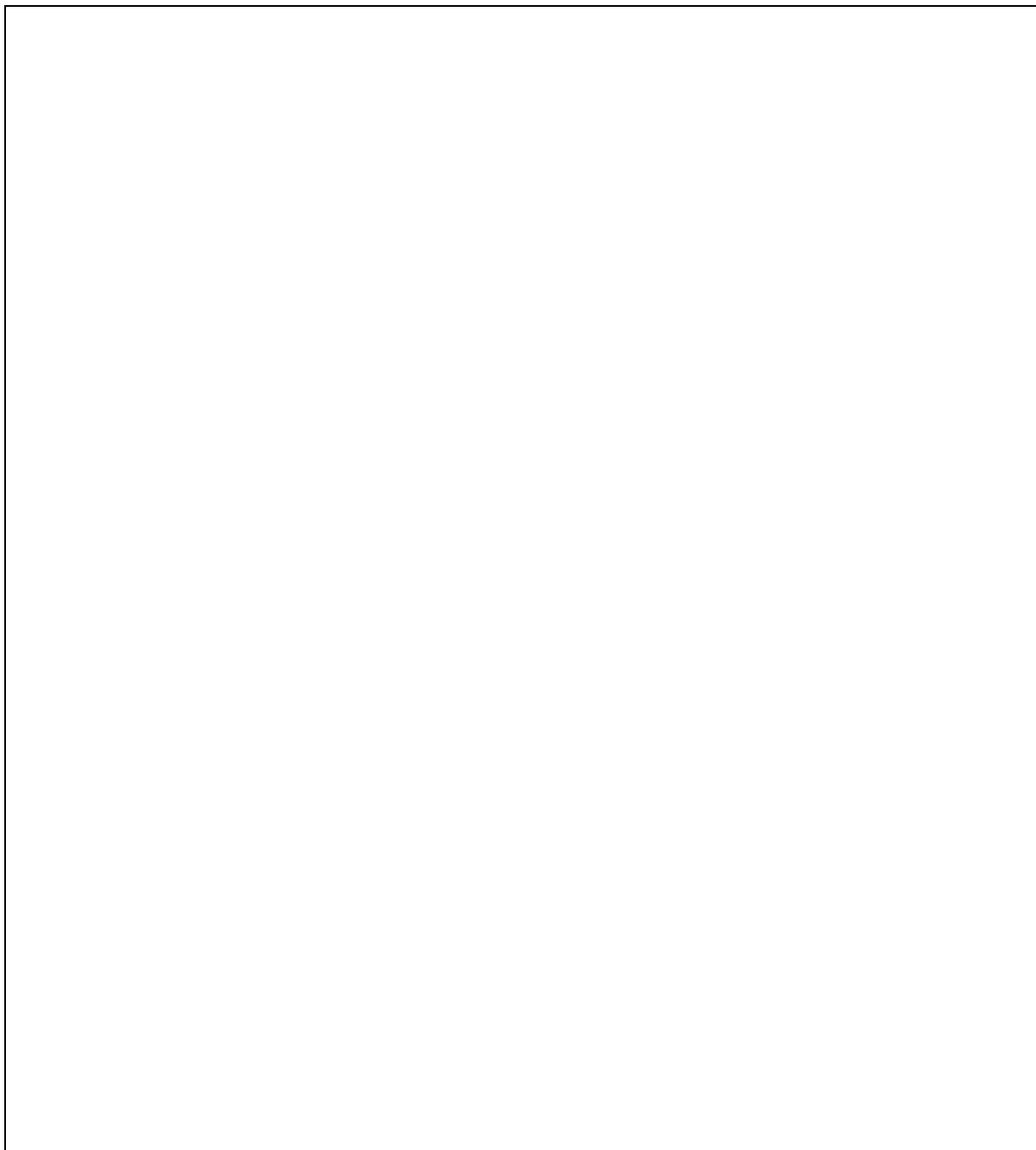
- ・ 開発動向や児童生徒数の推計、学校適正規模等を踏まえながら必要に応じて整備を行い、今後も児童生徒の教育環境の向上に努めます。
- ・ 児童生徒に対する様々な危機を未然に防止し、安心して学校に通えるよう、安全性を考慮した学校施設の整備を推進します。

(4) コミュニティ施設をはじめとする公共施設等

- ・ 地域住民が、安全・快適に暮らすための都市基盤施設の整備に加え、福祉、子育て、生涯学習、文化、コミュニティ活動などを支える公共施設については、既存施設の有効活用とあわせて、必要な機能整備に努めます。

施設写真 など

.



3 市街地整備の方針

【基本的考え方】

- ・ 都市空間の将来像の実現に向けて、適切な土地利用の誘導や都市施設の整備とともに、必要な市街地の整備を推進します。
- ・ 既成市街地の再生や拠点市街地における都市機能の集積など、良好な市街地空間の形成をめざします。
- ・ 都市機能の更新や防災性の向上など、市街地整備上の課題のある地区では、市街地開発事業をはじめとする面的整備事業とともに、地域地区制度や地区計画制度による市街地の適切な土地利用の誘導により周辺環境に配慮した秩序ある市街地整備に努めます。

3-1 重点的に取り組む地区

①吹田操車場跡地及び岸辺駅周辺

- ・ 吹田操車場跡地において新たな都市拠点にふさわしい土地利用転換を図るため、土地区画整理事業等による都市基盤整備を促進するとともに、国立循環器病研究センターをコア施設とする都市機能の誘導を図り、環境に配慮した医療クラスターの形成をめざします。
- ・ 岸辺駅及び正雀駅周辺のポテンシャル向上や大阪市北東部からのアクセス性の強化、また、大阪モノレールや北大阪急行線など、本市の広域軸との結節による新たな拠点間のネットワークの形成をめざし、大阪市営地下鉄今里筋線の延伸を促進します。

②JR おおさか東線新駅周辺（南吹田地域）

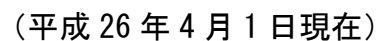
- ・ JR おおさか東線の新駅（（仮称）西吹田駅）が設置される地域では、都市計画道路や駅前広場の整備を図り、新駅設置による地域ポテンシャルの向上を踏まえ、市域南部の新たな玄関口として、駅前にふさわしい魅力的な都市環境の形成を図るとともに、地域のまちづくりを促進します。

③阪急千里山駅周辺

- ・ 老朽化した公的住宅の建て替えと都市計画道路などの都市基盤施設の総合的・一体的な整備により、居住水準の向上と地域課題の解消を図り、良好な居住環境と快適な交通環境の確保に努めます。

3-2 市街地開発事業の点検・見直し

- ・ 岸辺駅前土地区画整理事業については、都市計画決定を行ってから長期間にわたり未着手であるため、現状及び今後の土地利用動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。



4 災害に強いまちづくり方針

【基本的考え方】

- ・ 様々な災害に対し、「地域防災計画」との連携のもと、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・ 都市基盤施設の防災機能の強化や、老朽化した木造住宅が建て込んでいる地区の環境改善など、市街地の防災性向上に努めるとともに、災害時の被害を最小限にとどめるため、市民との協働により「減災」の取組を推進します。
- ・ 大規模な災害が起きた場合に速やかに復興に取り組めるよう備えます。

4-1 市街地の防災性の向上

- ・ 道路・緑道は災害発生時における応急対策活動網や避難路、延焼遮断帯やライフラインの収容空間として重要な役割を担っていることから、都市計画道路の整備に努めるとともに、既存道路の拡幅、不法占有物件の除去などによって有効な幅員の確保に努めます。
- ・ 道路や橋梁などについては、防災活動に重要な位置付けとなっている緊急交通路等を含めた管理施設の定期点検を行い、その結果に基づき計画的、効果的に補修・更新を図ります。
- ・ 公園や公共施設については、災害発生時における避難地及び応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、適切な配置や規模の検討を行いながら、目的に応じて放送設備、備蓄倉庫、耐震性防火水槽などの整備に努めます。
- ・ 緑地、街路樹、農地などは延焼を遮断するための重要な機能を有しているため、市街地における緑化、みどりの保全に努めます。
- ・ 市南部等の老朽化した木造住宅が建て込んでいる地区については、地域の実状に応じた建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、生活道路等の都市基盤施設の整備や敷地内の緑化誘導を図るなど、防災性の高い住宅や住環境の総合的な整備に努めます。

4-2 協働による減災まちづくり

- ・ 地震による建築物の被害の軽減を図るため、耐震診断及び耐震改修の促進を図り、既存建築物の耐震化の推進に努めます。
- ・ 大規模な開発事業に対しては、防火水槽や消火栓などの消防施設の設置を誘導します。また、貯留施設など十分な規模の雨水流出抑制施設の整備を誘導するとともに、災害時における貯留水の活用を促進します。
- ・ 津波・洪水避難ビルの指定など、市民との協働による減災に向けた取組を推進します。
- ・ 災害危険度判定結果や防災ハンドブック、ハザードマップの公開等により市民の防災意識の啓発に努めます。

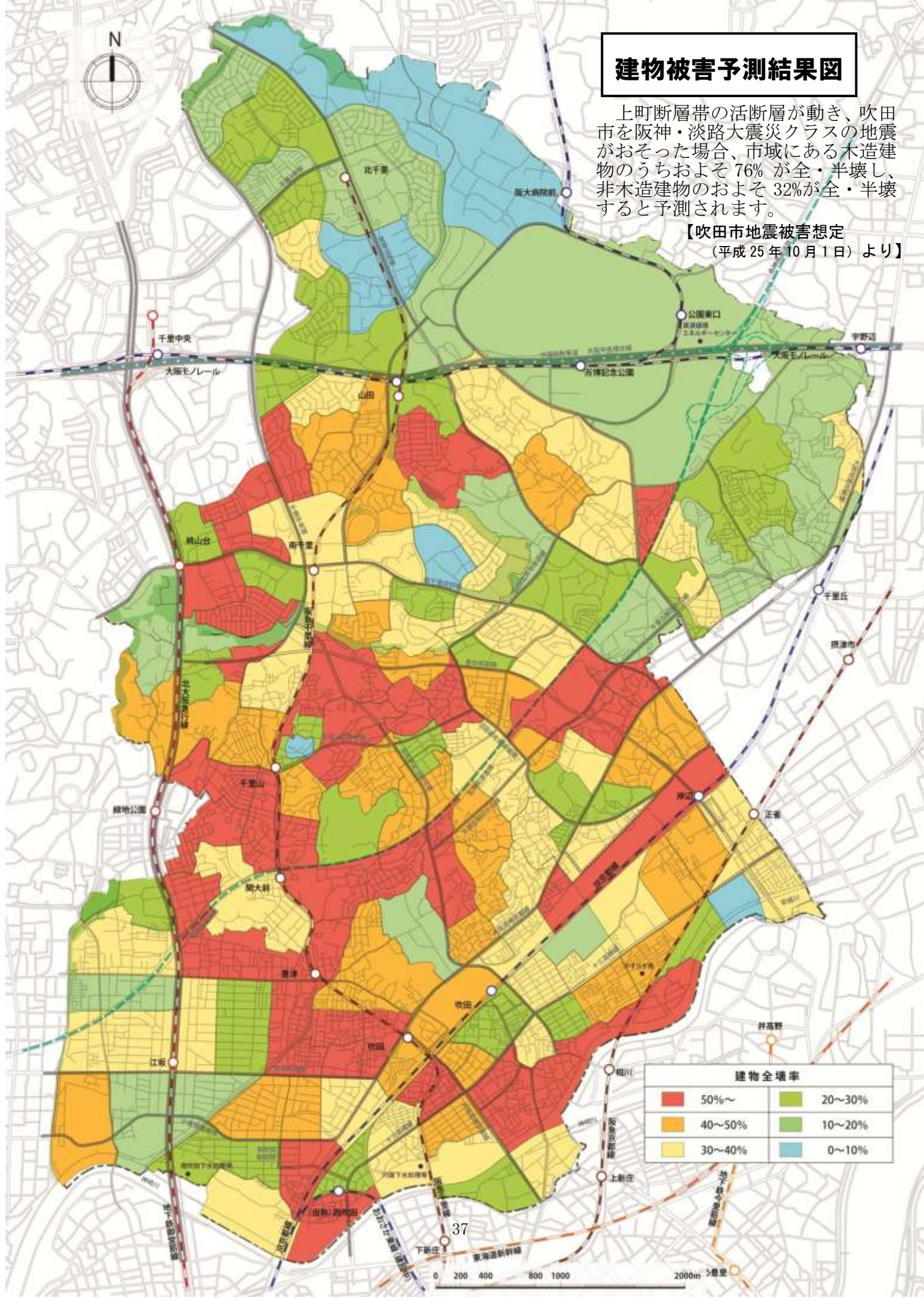
4-3 災害復興への備え

- ・ 大規模な地震などにより大きな被害が発生した際に、災害復興計画の策定や、必要に応じた被災市街地復興推進地域の指定など、復興に向けた取組を迅速かつ円滑に進めるよう努めます。

建物被害予測結果図

上町断層帯の活断層が動き、吹田市を阪神・淡路大震災クラスの地震がおそった場合、市域にある木造建物のうちおよそ76%が全・半壊し、非木造建物のおよそ32%が全・半壊すると予測されます。

【吹田市地震被害想定
(平成25年10月1日)より】



建物全壊率			
50%～	20～30%		
40～50%	10～20%		
30～40%	0～10%		

5 環境まちづくり方針

【基本的考え方】

- ・ 都市をとりまく環境を、エネルギーや資源に係る地球環境、市民の暮らしに密着した生活環境、市街地の都市環境といった面から幅広くとらえ、「吹田市第2次環境基本計画（改訂版）」に基づき、環境と共生するまちづくりを総合的に推進します。
- ・ 低炭素社会の創出を促進するため、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進、歩きたくなるまちづくりなど温室効果ガスの排出の少ないまちづくりを進めます。
- ・ 環境汚染防止対策や環境美化、ヒートアイランド対策を推進するとともに、環境に配慮した開発事業の誘導を図るなど健康で快適な市民の生活を保全します。

5-1 環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の転換促進

- ・ 家庭や事業者での節エネルギーに係る取組を推進するとともに、省エネルギー技術、再生可能エネルギーの導入拡大を図り、低炭素なまちづくりを進めます。
- ・ 資源循環を支えるコミュニティ活動を促進し、ごみ減量や資源化、再利用に取り組むことにより循環型社会の構築を進めます。

5-2 健康で快適な生活環境の保全

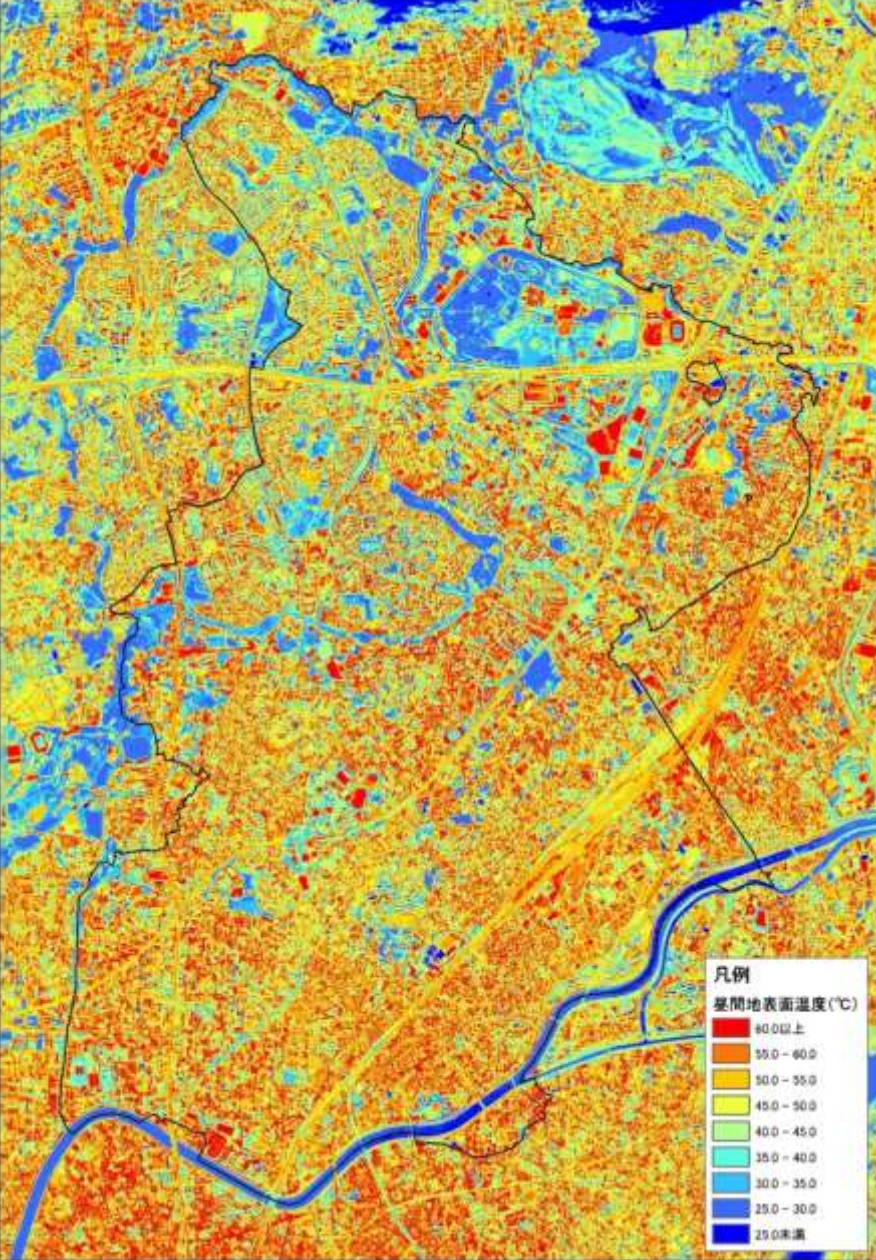
- ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対する監視と規制の充実を図り、環境汚染を防止します。
- ・ 市民・事業者等と連携・協働して道路や公園などの公共空間の環境美化や美しいまちなみづくりに取り組みます。
- ・ 緑化、アスファルト道路などへの蓄熱対策、節エネルギー・省エネルギーの推進等による人工排熱への対策など、長期的な視点のもとヒートアイランド対策を進めます。

5-3 快適な都市環境の創造

- ・ 徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進など自動車利用の抑制を図るとともに、市民・事業者との連携・協働により歩きたくなるまちづくりを推進します。
- ・ 市域の大規模開発事業に対して、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」や「吹田市環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）」に基づき、環境に配慮した取組の誘導を図ります。

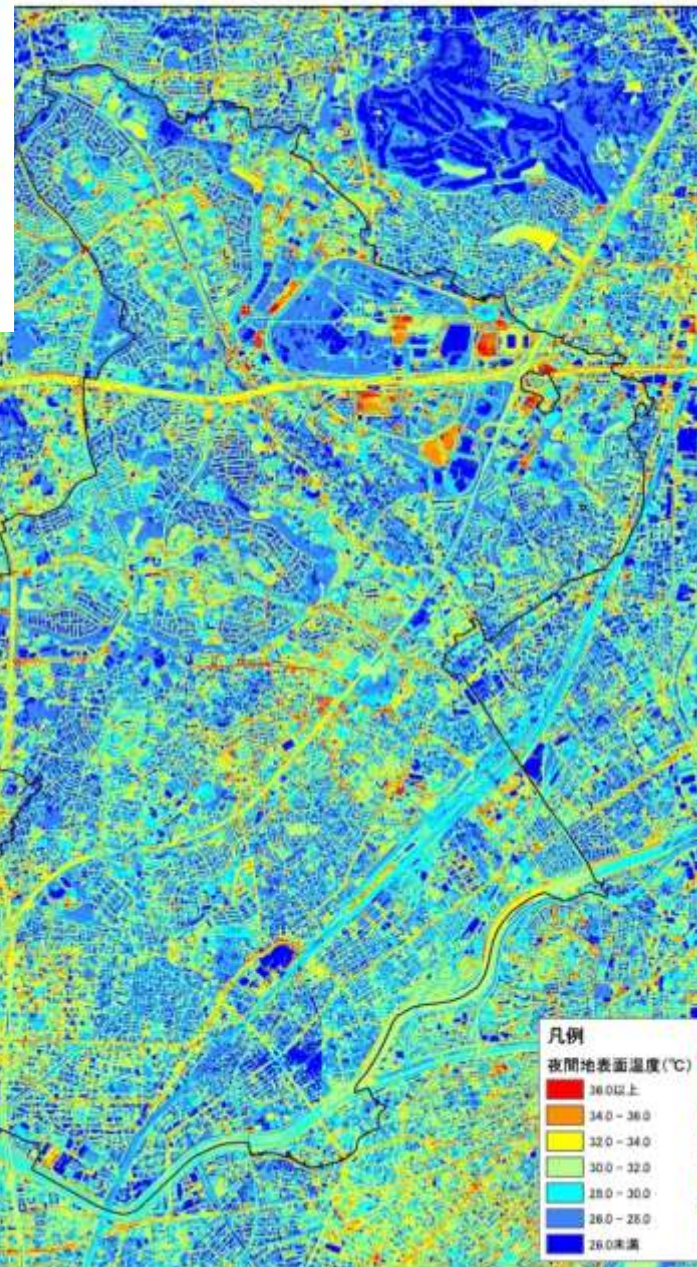
夏季の熱画像（地表面温度）

【平成 23 年度吹田市熱環境調査（平成 24 年 3 月）より】



夏季昼間の地表面温度
(平成 23 年 8 月 11 日)

夏季夜間の地表面温度
(平成 23 年 8 月 10 日)



6 景観まちづくり方針

【基本的考え方】

- ・ 「吹田市景観まちづくり計画」に基づき、快適な都市空間の実現に向けて、地域の特性を生かし、市民、事業者、専門家等及び行政がそれぞれの役割のもと、相互に協働して良好な景観をまもり、つくり、はぐくんでいくとともに、市民共有の資産として、景観の質の向上を図り、次代に誇れる、魅力あるまちづくりを進めます。
- ・ 景観まちづくりに関する啓発を行うとともに、景観法や「吹田市景観まちづくり条例」の制度も活用し、以下の取組を推進します。
 - ・ 大規模な公園・緑地、河川等の親水空間をもつ本市の地勢特性を生かしたみどり豊かでうるおいのある景観をまもり、つくり、はぐくみます。
 - ・ 市民の日常的な生活環境をより快適でうるおいのある「生きる景観」とすることをめざした景観まちづくりを進めます。
 - ・ 市域や地域の特性を生かし、調和のとれた景観まちづくり、また調和の中にもめりはりのある美しい景観まちづくりを進めます。

6-1 地勢を生かした、潤いのある景観の保全と育成

- ・ 身近なみどりや斜面緑地の保全に努めるとともに、神崎川、安威川、糸田川、高川など水辺空間を身近に自然とふれあえる場として活用し、「花と緑、水めぐる遊歩道（愛称：ぶらっと吹田）」コースなどを生かし、市民にとって快適な自然景観の育成に努めます。

6-2 地域の景観資源の保全と活用

- ・ 地域の成り立ちを伝える歴史的建造物や地域の景観を特徴づける学術文化施設等を個性的な地域づくりのための貴重な資源として活用していくため、必要に応じて景観法等に基づく保全の仕組みの活用などに努めます。

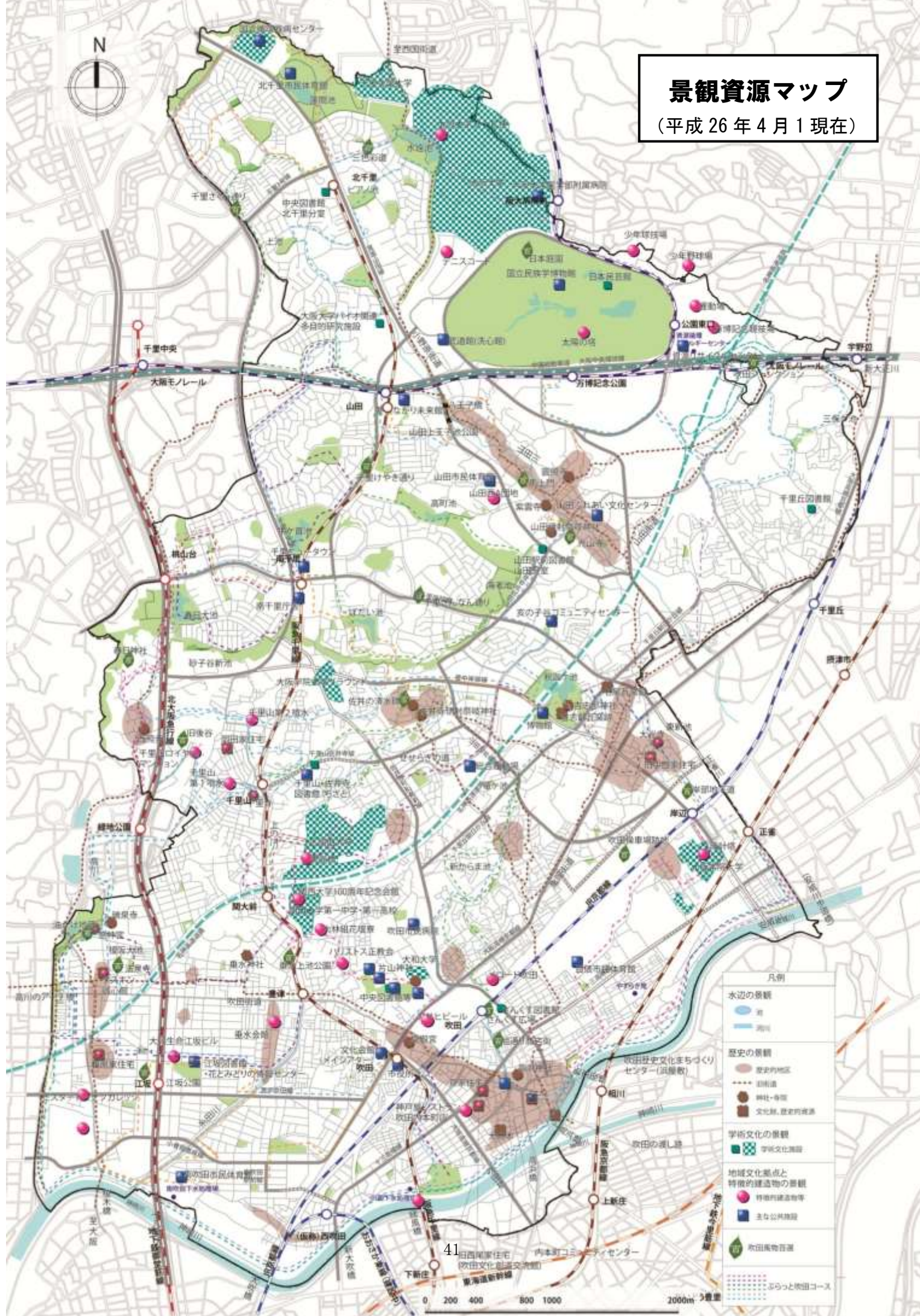
6-3 調和とめりはりのある景観の創出と育成

- ・ 公共施設については、地域に調和するとともに良好な景観づくりの先導的役割を果たすよう魅力的なシンボル景観の創出に努めます。
- ・ 大規模な開発事業に対しては、事前に協議を行い、良好な景観づくりに向けた誘導を行います。
- ・ 都市の骨格を形成する幹線道路は、それぞれの道路の性格に応じて街路樹の植栽、電線類の地中化や歩道のデザインの工夫など、魅力ある道路景観の形成に努めます。



景観資源マップ

(平成26年4月1現在)



- 凡例
- 水辺の景観
 - 河川
 - 湖沼
 - 歴史の景観
 - 歴史的地区
 - 旧街道
 - 神社・寺
 - 文化財、歴史的建造物
 - 学術文化の景観
 - 学術文化施設
 - 地域文化拠点と特徴的建造物の景観
 - 特徴的建造物等
 - 主な公共施設
 - 吹田美術館
 - ぶらっと吹田コース

7 安心のまちづくり方針

【基本的考え方】

- ・ 全ての市民が平等に社会に参加し、互いに支え合いながら生活し、社会活動を送れるまちづくりをめざします。
- ・ このため、ユニバーサルデザインの理念に基づいて、障がい者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人をはじめ社会生活を送る上でハンディキャップをもつ人を含めた全ての人が自由に移動し、自らの意思で社会に参加できる都市環境の整備に努めます。
- ・ また、犯罪や事故の起きにくい都市空間の形成に努めます。

7-1 バリアフリーのまちづくり

- ・ 誰もが安心して通行できる歩行者空間をめざし、「バリアフリー基本構想」に基づき、生活関連経路等の歩道等のバリアフリー化を推進します。また、鉄道駅など公共交通機関にかかわる施設等のバリアフリー化への支援を行います。
- ・ 道路や公園をはじめとする公共空間において、歩道の確保や段差の解消、防護柵を設置するなど安全性の向上を図り、快適で無理なく歩けるような歩行者空間の形成に努めます。
- ・ 公共施設や病院、駅など多くの人が利用する施設についても、全ての人が利用しやすいよう空間や情報のバリアフリー化を推進します。
- ・ 公共交通機関のターミナルや公共施設、道路の主要な交差点付近に周辺地域の案内サインを設置するなど、来訪者にとってもやさしい市街地環境の整備に努めます。

7-2 犯罪や事故の起きにくい市街地環境

- ・ 公共空間における夜間照明や見通しのよい空間構成の工夫などにより、犯罪や事故の起きにくい環境整備に努めます。
- ・ 都市施設の整備や管理において防犯性に配慮するなど、市街地の防犯環境の整備に努めます。
- ・ 情報通信ネットワークの充実や救急医療体制の強化などにより安心して生活ができる市街地環境の整備に努めます。

7-3 福祉施設等

- ・ 公共・民間による多様な形態での高齢者・障がい者向け住宅の供給を図るとともに、介護保険施設や認知症高齢者グループホームなど多様な住まいの整備について検討します。
- ・ 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスなど必要なサービスの充実に努めます。
- ・ 子どもにとって快適で安心してのびのびとあそび、学べる居場所づくりのため、既存施設の有効活用や必要な整備に努め、子育てしやすい環境づくりをめざします。

バリアフリー基本構想*
重点地区



*バリアフリー基本構想

本市では、平成13年度（2001年度）から、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に基づき、市内の9地区14駅を3段階にわけ、バリアフリー基本構想を策定しました。

- 交通バリアフリー法 施行

平成15年4月

- ・江坂地区（大阪市交通局・北大阪急行江坂駅）
- ・山田地区（阪急山田駅、大阪モノレール山田駅）
- ・吹田・豊津地区（阪急豊津駅、阪急吹田駅、JR吹田駅）

平成18年3月

- ・桃山台地区（北大阪急行桃山台駅）

平成18年12月

- ・千里山・関大前地区（阪急千里山駅、阪急関大前駅）
- ・南千里地区（阪急南千里駅）

バリアフリー新法 施行

平成20年3月

- ・岸部地区（JR岸辺駅）
- ・北千里地区（阪急北千里駅）
- ・万博公園周辺地区（大阪モノレール万博記念公園駅、公園東口駅）

8 拠点市街地のまちづくり方針

8-1 都市拠点

【基本的考え方】

- ・ 都市拠点については、地域ごとの特性に応じた都市機能の集積を図り、拠点にふさわしい市街地の形成をめざします。

① J R吹田駅周辺

J R吹田駅周辺は、各種の商業施設や周辺商店街の活性化の動きと連携を図りながら、商店街が地域コミュニティの核として地域になくてはならない存在となるよう商業機能の充実に努め、ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成をめざします。

【地区の写真】

② 阪急吹田駅周辺

- ・ 阪急吹田駅周辺は、片山公園周辺を含めた各種の公共施設の集積を生かし、シビックゾーンとしての都市拠点の形成をめざします。【地区の写真】

③ 江坂駅周辺

- ・ 江坂駅周辺は、交通利便性や既存の集積を生かしながら、大阪都心部の都市機能との連続性の確保に努め、商業・業務機能が高度に集積するにぎわいのある都市拠点の形成をめざします。【地区の写真】

④ 岸辺駅周辺（岸辺駅及び正雀駅周辺）

- ・ 吹田操車場跡地周辺においては、都市基盤の整備を促進するとともに、国立循環器病研究センターをコア施設とする都市機能の誘導を図り、環境に配慮した医療クラスターの形成をめざします。
- ・ また、商業・サービス機能の誘導などによる岸辺駅から正雀駅間を連担するにぎわいの形成や大学の立地を生かしたまちづくりをめざすとともに、都市計画道路・十三高槻線及び豊中岸部線の整備や大阪市営地下鉄今里筋線の延伸を促進するなど、広域的な役割を果たす都市拠点の形成をめざします。

【地区の写真】

⑤ 万博記念公園周辺

- ・ 万博記念公園周辺は、大学や病院など高度な学術・研究、医療機関や文化施設などが多く集積しており、また、現在大規模な集客施設やスポーツ施設の建設が進められています。
- ・ こうした中、防災拠点としての機能も踏まえながら、文化・スポーツ・レクリエーション拠点として、そのポテンシャルを生かした広域性の高い都市拠点の形成をめざします。

【地区の写真】

8-2 地域拠点

【基本的考え方】

- ・ 地域拠点として位置づけられた各駅周辺においては、周辺の地域資源や土地利用状況など地域の実情を踏まえつつ、生活関連機能や交流機能の立地促進の他、自転車や歩行者のための空間整備や交通結節機能の強化などに努めます。

①北千里駅周辺

- ・ 千里ニュータウンの地区センターとして整備された北千里駅及び南千里駅の周辺地区は、現在の市民ニーズに対応した機能の再編やアメニティの向上により、地域の中心としての機能の充実をめざします。
- ・ 北千里駅周辺は、地域住民や周辺大学の学生などのニーズに対応した商業・サービス機能が立地するにぎわいのある地域拠点の形成をめざします。 **【地区の写真】**

②南千里駅周辺

- ・ 南千里駅周辺は、公共公益施設である千里ニュータウンプラザや商業施設等の集積を生かし、利便性が高く、地域住民の交流の場となる地域拠点の形成をめざします。

【地区の写真】

③桃山台駅周辺

- ・ 桃山台駅周辺は、幹線道路に面するなどの立地特性を生かし、交通結節機能の強化を図りながら、利便性の高い地域拠点の形成をめざします。

【地区の写真】

④山田駅周辺

- ・ 山田駅周辺は、阪急千里線と大阪モノレールの駅が近接するターミナル空間としての性格を持っていることから、地域や周辺住民を対象とした商業・業務機能が立地する地域拠点の形成をめざします。

【地区の写真】

⑤千里山駅周辺

- ・ 千里山駅は、周辺に閑静な住宅地が広がっていることから、地域環境に適した魅力ある商業・サービス機能が立地する地域拠点の形成をめざします。

【地区の写真】

⑥関大前駅周辺

- ・ 関大前駅周辺は、周辺の閑静な住宅地と大学の存在が地域を特徴づける重要な要素となっていることから、これらの特性を生かした地域拠点の形成をめざします。 **【地区の写真】**

⑦豊津駅周辺

- ・ 豊津駅周辺は、身近な買い物が快適に楽しめる市街地環境の誘導により、にぎわいのある地域拠点の形成をめざします。

【地区の写真】

⑧JR おおさか東線新駅周辺（南吹田地域）

- ・ JR おおさか東線新駅（（仮称）西吹田駅）周辺は、駅の設置とあわせて利便性の高い市街地環境の整備を進め、市域南部の新たな玄関口として、駅前にふさわしい魅力的な都市環境の形成をめざします。

【地区の写真】

9 地域特性を生かしたまちづくり方針

【基本的考え方】

- ・ 地域固有の立地や資源の活用、地域の風土とともに育んできた特色ある市街地環境の保全・継承に向け、地域住民、行政など地域に関わる多様な主体の参画・協働によるまちづくりを推進します。
- ・ このため、まちづくりに関する情報の提供や相談、専門家派遣等地域におけるまちづくり活動の支援に努めるとともに、必要に応じ、地区計画などの導入についても検討します。

9-1 戸建専用住宅を中心とした地域のまちづくり

(山手町、円山町、千里山、山田西 等)

- ・ 戸建専用住宅を中心としたみどり豊かで落ち着いた住宅地については、良好な環境を維持するため、必要に応じて地区計画制度や建築協定^{*1}制度などの活用や開発に対するきめ細かな誘導により良好な住環境の保全と育成を図ります。

【地区の写真】

9-2 計画的に開発された地域のまちづくり

(江坂、垂水町、南金田、南吹田、上山手町、佐井寺、五月が丘 等)

- ・ 土地区画整理事業等により計画的に都市基盤整備が行われた市街地は、良好な住環境の維持・保全に努めるとともに、適切な土地利用と良好な景観の誘導をめざします。

【地区の写真】

9-3 千里ニュータウンのまちづくり

- ・ 「千里ニュータウン再生指針」に基づくまちづくりを推進し、優れた住環境を継承することを基本とし、「千里ニュータウンまちづくり指針」や「住区再生プラン(案)」、地区計画制度や建築協定制度的などを活用しながら、良好な住環境の保全と育成を図ります。

【地区の写真】

9-4 地形に起伏のある地域のまちづくり

(片山、佐井寺、千里山、千里丘 等)

- ・ 千里丘陵の端部に位置する地形に起伏のある地域では、宅地の安全性の向上に努めるとともに、安全で快適な道路空間の確保に配慮しながら、変化のある景観をつくりだす高低差のある地形、それぞれに味わいのある路地、宅地内のみどりなど豊富な地域資源を活用し、個性的で魅力的な地域環境の形成に努めます。

【地区の写真】

^{*1} 建築協定…市街地の環境を維持し、よりよいものにしていくため、一定の区域内において権利者の合意のもとに締結する建築基準法に基づく協定。建物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する自主的な基準を定める。

9-5 歴史的な面影が残る地域のまちづくり

(元町、内本町、高浜町、南高浜町、岸部中、佐井寺、山田 等)

- ・ 旧集落から発展した古いまちなみの面影が残る地区では、住環境の保全と屋敷や遺跡、社寺などの歴史的資源の継承に努め、ため池などの自然資源の活用を図りながら、趣のある市街地の継承に努めます。

【地区の写真】

9-6 学術・研究、健康・医療のまちづくり

(大阪大学及び同医学部附属病院、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館、国立循環器病研究センター、吹田操車場跡地 等)

- ・ 本市には、国内有数の大学や研究機関、高度先端医療機関が多く集積しており、充実した学術・研究、健康・医療環境が形成されています。
- ・ とりわけ、吹田操車場跡地においては、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の移転建替えが決定し、同センターをコア施設とする医療クラスターの形成を促進し、健康・医療のまちづくりを進めるために必要となる環境に配慮した都市基盤施設の整備のみならず、健康寿命の延伸や高齢者の生きがいづくり、高齢者の力を活用した地域活性化を進めるとともに、「循環器予防の象徴」となるよう土地利用や機能の誘導を図ります。

【地区の写真】

9-7 大学の立地する地域のまちづくり

(大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館)

- ・ 本市には、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館があり、全国でも有数の「大学のあるまち」です。
- ・ 大学の存在を本市あるいは地域の資源としてとらえ、みどりの拠点やオープンスペースとしての活用、地域の活性化、人材の育成と交流、教育文化環境の充実など地域イメージの向上に生かし、住民、大学、行政が連携しながら、大学の立地を生かしたまちづくりを進めます。

【地区の写真】

9-8 文化・スポーツ・レクリエーションのまちづくり

(万博記念公園)

- ・ 万博記念公園は、大阪万博の名残を伝えるとともに、北大阪のみどりの拠点であり様々なイベントが開催されるなど市民に親しまれてきました。また、災害時には広域避難地としての機能を有しており、公園南側エリアでは、大規模な集客施設やスポーツ施設の建設が進められています。
- ・ このような地域の特性を踏まえ、そのポテンシャルを生かした魅力的で広域性の高い、文化・スポーツ・レクリエーション拠点の形成をめざします。

【地区の写真】

9-9 幹線道路沿道地域のまちづくり

(御堂筋線沿道、十三高槻線沿道、大阪高槻京都線沿道、南千里岸部線沿道、豊中岸部線沿道、箕面山田線沿道 等)

- ・ 都市軸を形成する道路など幹線道路の沿道では、周辺地域との調和に配慮しつつ、交通アクセスの利便性を生かした幹線道路沿道にふさわしい土地利用及び景観形成の誘導に努めます。

【地区の写真】

9-10 工場のある地域のまちづくり

(神崎川沿い、J R 京都線沿い、十三高槻線沿道、大阪高槻京都線沿道 等)

- ・ 大規模工場が立地する地域では、工場が操業していくための環境保全をめざします。
- ・ 工場等と住宅が混在している地域では、既存の産業機能と居住機能が共存する市街地環境の誘導をめざします。
- ・ 大規模な工場や倉庫、流通施設などの土地利用転換に際しては、その動向に応じて適切な都市機能の誘導に努めます。

【地区の写真】

9-11 大規模公園周辺地域のまちづくり

(紫金山公園、中の島公園、片山公園、千里北公園、千里南公園、桃山公園周辺)

- ・ 大規模公園の周辺地域では、公園のまとまったみどりとため池、農地、斜面緑地、街路樹や敷地内のみどりなどによって生物生息空間のネットワーク化を図り、うるおいのある市街地環境の形成を図ります。

【地区の写真】

9-12 河川周辺地域のまちづくり

(神崎川周辺、安威川周辺、糸田川周辺、高川周辺 等)

- ・ 河川周辺の地域では、生態系に配慮するとともに、水辺へのアクセス性の向上などにより親水性の確保に努め、周辺に整備されている緑道や緑地を活用しながら、人と河川とのふれあい空間の形成に努めます。

【地区の写真】

9-13 農地が残る地域のまちづくり

(春日、千里山、山田 等)

- ・ 農地については、市街地に残る貴重なみどりとして、その延焼遮断帯や生物の生息空間などの機能を評価するとともに、「市民農園」などによる有効活用に努め、周辺と調和した景観形成など、良好な市街地形成の誘導に努めます。

【地区の写真】

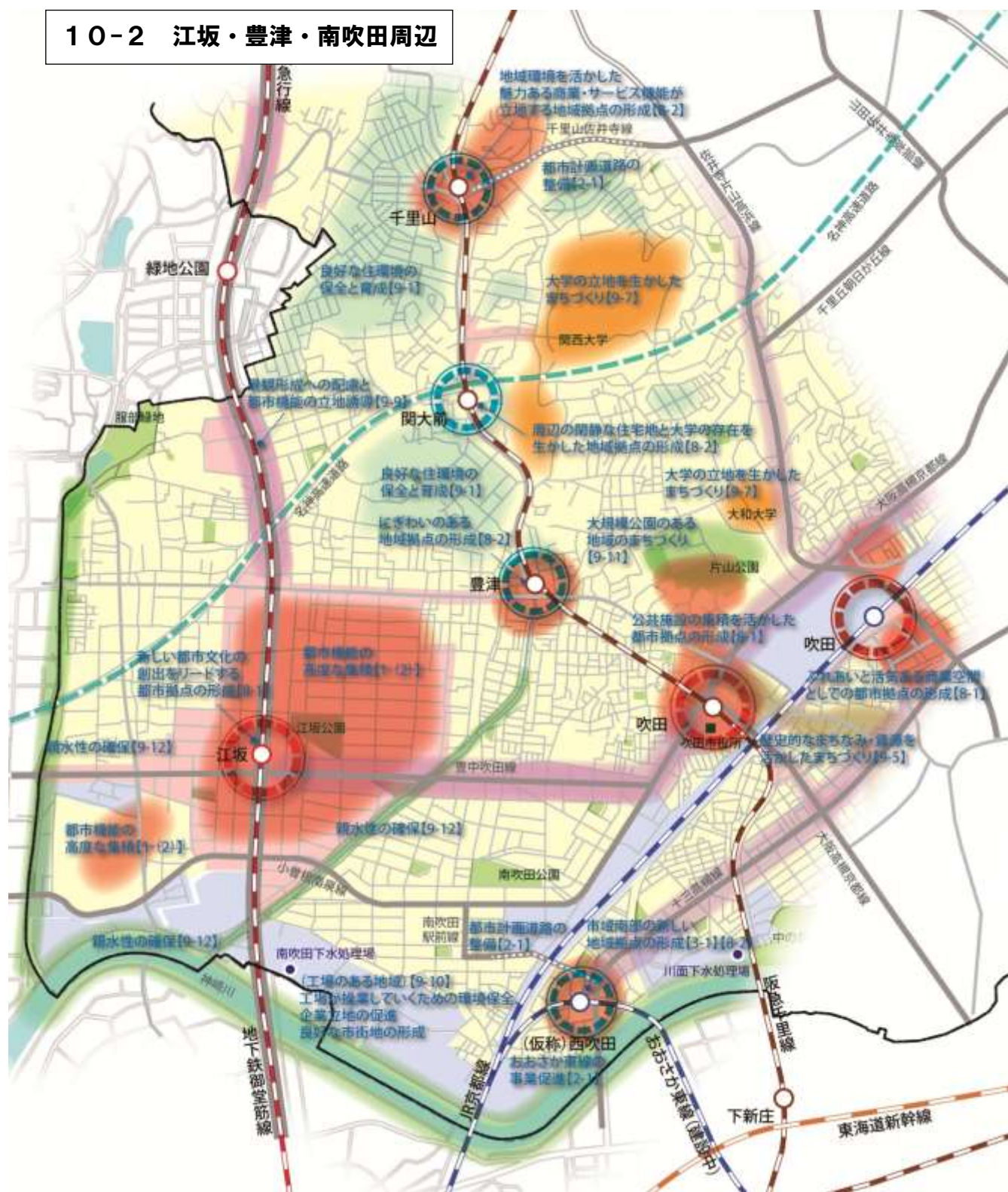
10 地域別索引図

10-1 阪急吹田駅・JR吹田駅・岸辺駅周辺



※【】内の番号(例:9-1等)は、これまでに記載したまちづくり方針の掲載番号に対応

10-2 江坂・豊津・南吹田周辺



住宅系市街地	拠点市街地のまちづくり	骨格となる道路
商業系市街地	戸建専用住宅を中心とした地域のまちづくり	整備済 事業中 未整備
工業系市街地	歴史的雰囲気の残る地域のまちづくり	その他の道路
公園・緑地	大学の立地する地域のまちづくり	高速道路
河川・池	文化・スポーツ・レクリエーションのまちづくり	都市拠点
	幹線道路沿道緑地のまちづくり	地域拠点
	水・みどりを活かしたまちづくり	

※【】内の番号(例:9-1等)は、これまでに記載したまちづくり方針の掲載番号に対応

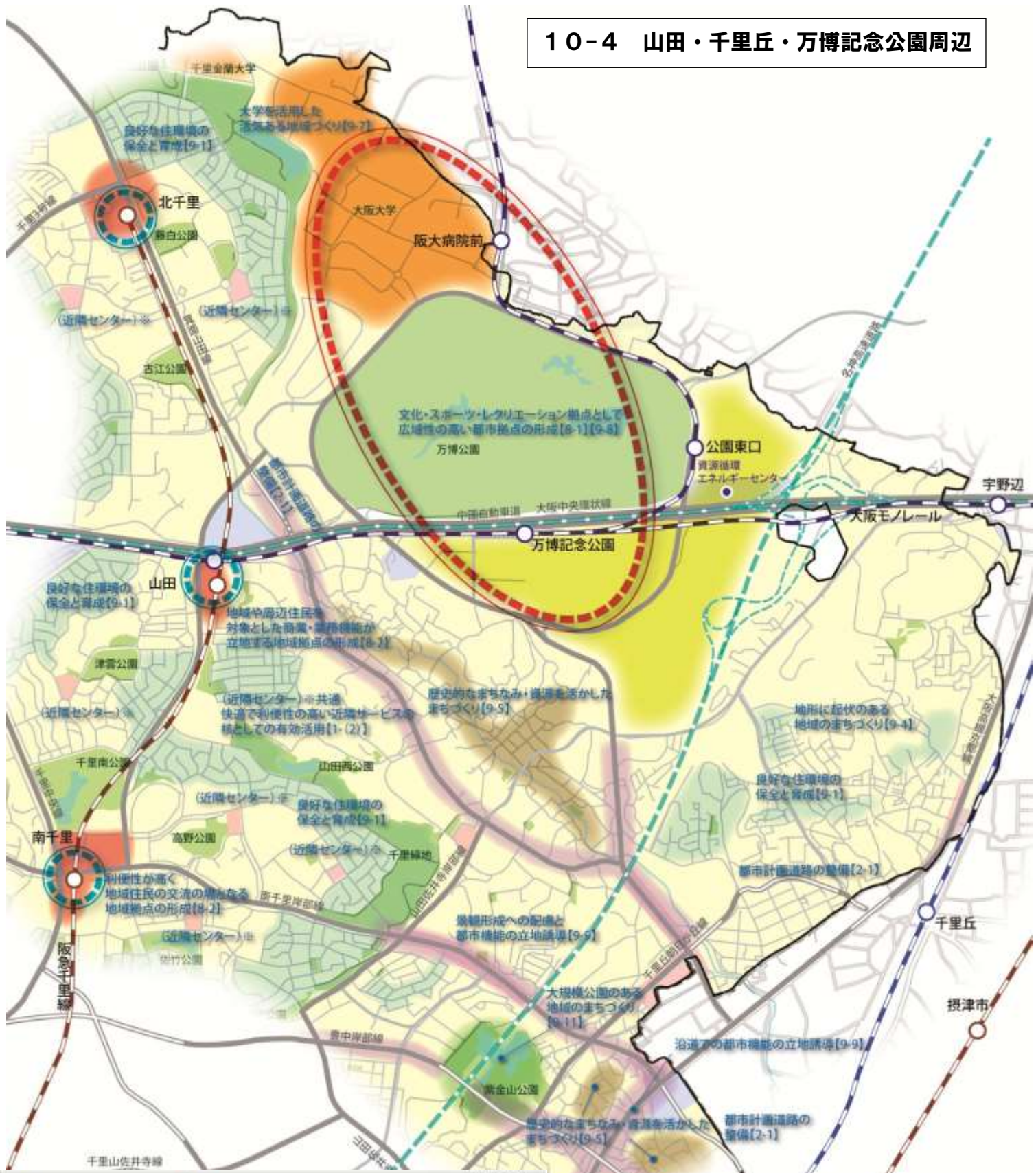
10-3 千里山・佐井寺周辺



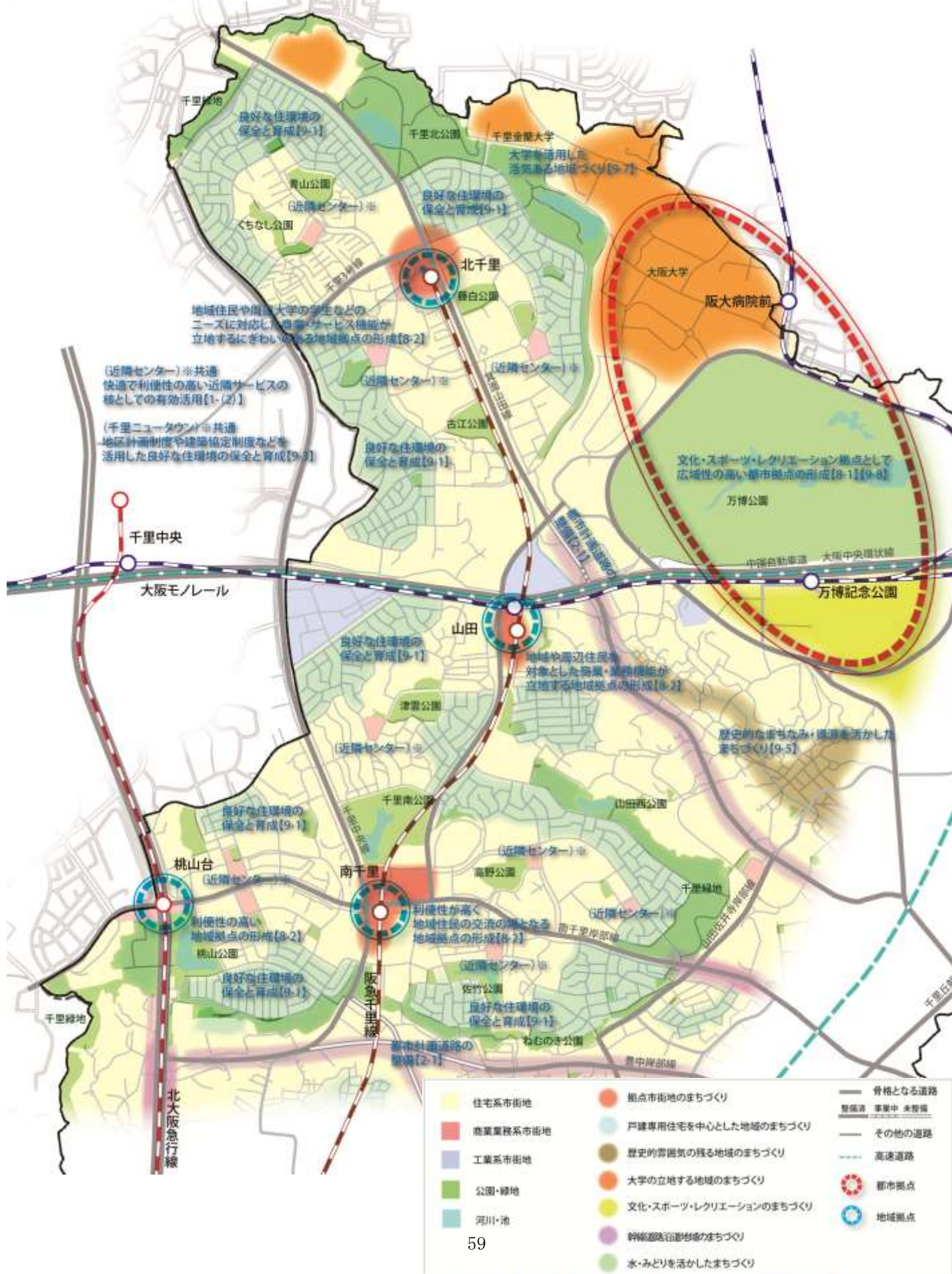
住宅系市街地	拠点市街地のまちづくり	骨格となる道路
商業系市街地	戸建専用住宅を中心とした地域のまちづくり	整備済 事業中 未整備
工業系市街地	歴史的雰囲気のある地域のまちづくり	その他の道路
公園・緑地	大学の立地する地域のまちづくり	高速道路
河川・池	文化・スポーツ・レクリエーションのまちづくり	都市拠点
	幹線道路沿線のまちづくり	地域拠点
	水・みどりを活かしたまちづくり	

※【】内の番号(例:9-1等)は、これまでに記載したまちづくり方針の掲載番号に対応

10-4 山田・千里丘・万博記念公園周辺



10-5 千里ニュータウン周辺



終章 都市計画マスタープランの推進

1 協働によるまちづくり

- ・ 都市計画マスタープランは、市全体及び地域の長期的な目標として都市空間の将来像を示すとともに、まちづくりの方向性についてとりまとめたものです。
- ・ 都市計画マスタープランに基づくまちづくりは、市民、事業者、専門家等や行政などのまちづくりに関わる多様な主体が、適切な役割分担のもとで相互に協働して進めていく必要があります。
- ・ 市は市街地の基本的な都市基盤を整えるとともに、これまで蓄積してきた本市のまちづくりに関する様々な情報やノウハウの提供、専門家等のアドバイザーの派遣などを通じて、市民主体の様々なまちづくり活動を支援します。

2 「地区まちづくり構想」の策定

- ・ 都市計画はその実現に長期間かかるものも多くある一方で、社会経済情勢の変化や地区ごとの様々な課題に対して、迅速かつ柔軟な対応が求められる側面があります。
- ・ そのため、まちづくりに関わる多様な主体が活用できるよう、住民が熟議を重ねてまとめたまちづくり構想などを必要に応じて都市計画マスタープランに位置付けていくことも重要です。今回、地区ごとの状況や住民主体のまちづくりに柔軟に対応する場合の新たな仕組みとして「地区まちづくり構想」を創設します。

2-1 「地区まちづくり構想」の創設

- ・ 「地区まちづくり構想」は、住民等の発意により、一定のまとまりを持った地区を対象に、地区の将来像やまちづくりの方針等を定めた構想を、随時、都市計画マスタープランに位置付ける新たな仕組みとして創設します。
- ・ 「地区まちづくり構想」を策定し、都市計画マスタープランに位置づけた後は、都市計画として支援することにより、その地区の将来像の早期実現に向けたまちづくりを推進していきます。

2-2 「地区まちづくり構想」の留意点

- ・ 「地区まちづくり構想」は、本マスタープランに即したものであるとともに、本市の計画や関連する施策と整合が図られたものとします。
- ・ 住民や事業者等が発意する場合には、当該地区の住民等の中で一定の合意形成が図られていることを前提とします。
- ・ 「地区」とは、多様な主体の参加で創られた将来像を持ち、都市計画の支援などによってまちづくりを推進していく地区をいい、町内や小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲が考えられます。

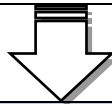
2-3 都市計画マスタープランへの位置付け

- ・ 「地区まちづくり構想」は、都市計画マスタープランの一部として位置付けるものとし、必要に応じて追加・見直しを行います。
- ・ 都市計画マスタープランに位置付ける流れとしては、概ね以下の進め方を基本とし、策定後は地区でのまちづくりの展開を支援します。

地区まちづくり構想の発意・検討段階

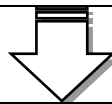
まちづくりを発意する住民等の主体は、地区の課題や方向性について、開かれた議論のもと十分な共有を図ったうえで、地区のまちづくりの方向性やビジョン、目標、将来像などについてまとめた「地区まちづくり構想(案)」を策定します。

「地区まちづくり構想(案)」の策定にあたっては、市は、行政情報の提供やまちづくりの進め方のアドバイス、専門家の派遣など、適切な支援を行います。



地区まちづくり構想の策定段階（都市計画マスタープランへの位置付け）

策定された「地区まちづくり構想(案)」の内容について、市は、その公共性や吹田市全体のまちづくりの方向性との整合などを検証し、都市計画審議会の議を経て、都市計画マスタープランの一部である「地区まちづくり構想」として策定します。



地区でのまちづくりの展開段階

「地区まちづくり構想」を策定した地区では、構想に定めた内容を実現するため、地区独自のルールづくりなどについて検討を進めます。

市は、このようなまちづくり活動の段階において、地区計画や景観形成地区、建築協定、任意協定など、地区の実情に応じたルールの策定などを協働により進めるとともに、情報の提供や専門家の派遣等の支援を継続的にを行います。

3 まちづくりの評価と見直し

- ・ 都市計画マスタープランは、長期的な目標として都市空間の将来像の実現をめざすものですが、目標年次には、平成 16 年の策定以降のまちづくりの成果を検証するとともに、本市を取り巻く様々な動向を踏まえ、第 2 次都市計画マスタープランを策定します。
- ・ しかしながら、一方で社会経済情勢の変化や上位関連計画の改定等、見直しの必要性が生じた場合には、長期的な目標との整合に留意しながら適宜見直しを行うものとします。
- ・ 見直しに必要となるまちづくりの成果の検証に向けて、都市計画基礎調査など様々な調査・検討を通じて客観的なデータの蓄積に努めます。